#### 日本の第7回政府報告に関する事前質問票

A. 自由権規約実施のための新たな措置及び進展を含む,

### 国内の人権状況に関する全般的な情報

問1 委員会の前回の総括所見(CCPR/C/JPN/CO/6)に含まれる勧告を実施するために取られている措置に関する情報を提供願いたい。これには、前回の勧告の実施過程を見直すための仕組みに関連する統計データ及び情報を含む。

また,前回の総括所見以降,人権の促進及び保護のための法的及び制度的枠組 みで見られた重要な進展についても報告願いたい。これには、国の裁判所やその 他の法適用機関が本規約の条文に言及した事例,ならびに、本規約の適用や解釈 に関する弁護士,裁判官及び検察官向けの研修プログラムを含む。

(答)

2014年8月に示された自由権規約委員会による我が国についての第6回審査における勧告については、その内容を個別に精査の上、しかるべく対応してきた。その結果、前回の総括所見以降、我が国においては、本回答のパラ12、16、46、48、49、64、84、85、129、144、157、165、185、186、227に記載の取組をはじめ、障害者や児童の権利を含む、人権の促進及び保護のための法的及び制度的枠組で重要な進展がみられた。

2 国内裁判所において本規約に言及した事例はいくつか存在する。例えば、最高 裁判所は、遺産分割審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件において、嫡 出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする民法の規定が、法の下の平 等を定める憲法第14条第1項に違反している旨決定したところ(2013年9月 4日最高裁判所決定)、同決定の理由中で、1993年以降、本規約委員会が、上 記規定について削除及び法改正の勧告等を繰り返してきたことに言及した(同決定 後、我が国が講じた措置についてはパラ12のとおり。)

3 政府として把握している情報は、以下のとおり。

裁判官,検察官,弁護士になるいずれの者も,法曹資格を得る前の修習期間中, 国際人権条約等に関するカリキュラムを受講する。また,法曹資格を得た後も,裁 判官に対しては司法研修所が,検察官に対しては法務省が,弁護士に対しては日本 弁護士連合会,全国52の弁護士会及び全国8の弁護士会連合会が,経験年数等に 応じた各種研修や適宜の機会を利用し,本規約を含む国際人権条約の趣旨を踏まえ た講義等を行っている。

仮訳

## B.委員会の前回勧告に関する事項を含む, 本規約第1条-第27条の実施に関する特定の情報

#### 本規約を実施するための憲法上及び法律上の枠組み(第2条)

問2 個人通報制度について規定した本規約の第一選択議定書の加入に関し, 締約国の現在の立場を説明されたい。

(答)

4 本規約の第一選択議定書が定める個人通報制度については、本規約の実施の効 果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度と認識している。

同制度の受入れについては、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有 無や、個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題につき、政府部内で 検討を行っている。

5 その一例として、政府としては、個人通報制度関係省庁研究会を立ち上げ、人 権諸条約に基づき設置された委員会等に対する個人からの通報事例を可能な限り収 集し、同委員会等の対応等について研究を行っている。最近では、2019年4月 23日、関係省庁関係者及び有識者の出席の下、同研究会を開催し、個人通報制度 を巡る最近の状況について議論を行った。

6 引き続き,各方面から寄せられる意見も踏まえつつ,同制度の受け入れの是非 につき,真剣に検討を進めていく。 問3 政府が提案している日本国憲法改正の一環として,基本的人権の不可侵性 を定める憲法第97条の廃止が提案されていることについて,規約上の権利を含 め,国内における人権の保護が損なわれるのではないかという懸念について回答 願いたい。

(答)

7 憲法改正については、そもそも国会が発議し、国民投票によって決せられるものであるが、現在政府として憲法改正を提案している事実はない。

なお,我が国は,我が国が締結した条約については,これを誠実に遵守すること としており,本規約を含め我が国が締結した条約を誠実に遵守することは,政府の 義務である。 問4 前回の総括所見(パラ7)に関し,人権の促進と保護のための国内機構の 地位に関する原則(パリ原則)に従い,独立した国内人権機構を設置することに 関しての進展につき,報告願いたい。

(答)

8 人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況も踏まえ、 検討しているところである。

# <u>反差別並びに国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道の禁止(第2条、第20条及び</u> 第26条)

問5 前回の総括所見(パラ11)に関し,包括的な反差別法の採択のための措置が既に取られたか,あるいは現在取られているかにつき説明願いたい。同法 は,私的空間におけるものを含む差別に対処し,直接的,間接的及び複合的な差別を禁止し,禁じられる差別の理由(皮膚の色,言語,政治的又はその他の意見,出身国,財産,出生,性的指向,性自認及びその他の地位等)に関する包括 的なリストを含むものである。

(答)

9 我が国では、憲法第14条第1項が法の下の平等を規定している。これを踏ま え、我が国は、雇用、教育、医療、交通等国民生活に密接な関わり合いを持ち公共 性の高い分野については、特に各分野における関係法令により広く差別待遇の禁止 を規定している(具体例については、別添資料の1参照)。

10 また,我が国は,性的指向・性自認を理由とした人権侵害に反対するとの立場をとっている。

11 なお、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関 係法律の整備に関する法律」による公営住宅法の改正により、いわゆる同居親族要 件は撤廃された。入居収入基準の上限等法令で定める入居要件以外の要件について は、各地方公共団体の条例等により定められており、同性カップルを含め、どのよ うな者を公営住宅に入居させるかについては、各地方公共団体の判断に委ねられて いる。

 $\mathbf{5}$ 

また, 嫡出でない子の地位に関し, あらゆる差別的規定をなくすための措置に つき報告願いたい。

(答)

12 2013年12月, 嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とす る民法の規定を削除し, 嫡出子と嫡出でない子の相続分を同等とする民法の一部を 改正する法律が成立した。同法は同月から施行されている。 問6 前回の総括所見(パラ12)に関し,政治演説,メディア及びインターネット等において,中国人,部落民,琉球/沖縄に住む先住民に加え,特に在日韓国・朝鮮人等の少数者に対する人種差別やヘイトスピーチが広く行われていること,また,民族的少数者への差別を煽る路上デモが行われたり,メディア等において差別を促す虚偽の情報の流布が行われているとの報告について回答願いたい。

(答)

13 我が国においては、デモをする自由を含む表現の自由は、憲法第21条により最大限保障されており、民主主義国家の基盤をなし、国民の基本的人権のうちで とりわけ重要なものとして、法律によってもみだりに制限することができないもの とされている。

14 その上で、御指摘の内容がいずれのデモを指しているか不明であるが、極端 な民族主義、排外主義的主張に基づき運動を展開している右派系市民グループによ り過激な言動を伴うデモが行われる例があることは承知している。

15 法務省は、2015年8月から2016年3月までの間に、いわゆるヘイトス ピーチに関する実態調査を実施し、その結果を公表した。調査の結果、ヘイトスピー チを伴うデモ等を行っていると指摘されている団体の活動は沈静化したとはいえな いものの減少傾向にあること等を把握した。

16 「ヘイトスピーチは許されない」という意識の下,「本邦外出身者に対する不 当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」 が2016年に施行され,法律の趣旨が報道等でも大きく取り上げられたこと等が契 機となって,特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が許されないものである ことが社会の中で認識されつつある。ヘイトスピーチ等に対する政府の主な取組は, 別添資料の2(1)から(5)のとおり。

17 また,放送事業者は,放送法の規定を通じて,適切に放送を行うこととなっ ている。具体的には,放送事業者は,国内放送の番組の編集に当たっては,公安及 び善良な風俗を害しないこと,報道は事実を曲げずに行うこと等とされている。放 送事業者は放送法の枠組みの中で,自主自律により放送番組を編集することによっ て,重要な社会的役割を果たしてきたものと認識している。

18 なお、御指摘の「先住民」について、日本政府として先住民族と認識している人々は、アイヌの人々以外には存在しない。

19 また、同和問題(部落差別)について、日本政府としては、同和地区の住民 は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民であると考えてい る。その上で、2016年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」を 踏まえ、同和問題に関する差別の解消を推進すべく、相談体制の充実、教育及び啓 発を行っている。 2016年5月に可決された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消 に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が、ヘイトスピー チを直接禁止することや、こうした差別行為を処罰できないことに対する懸念に ついても回答願いたい。

(答)

20 ヘイトスピーチ解消法は、議員提出の法律案が、国会における審議を経て、 処罰規定を設けない理念法として成立したものである。法務省では、同法の施行を 踏まえ、いわゆるヘイトスピーチが許されないことについての啓発活動や、被害相 談に対応するための体制の整備、外国語人権相談の利便性向上を図るための取組、 その他ヘイトスピーチの解消に向けた取組を実施してきた。引き続き、啓発活動や 相談体制の整備等、ヘイトスピーチの解消に向けた取組を適切に推進していく(現 行法上の措置については、パラ21から23のとおり)。 また,以下について取られている措置につき報告願いたい:

(a) 差別, 敵意, 暴力を煽る人種的優位性や憎悪を唱える全てのプロパガンダの禁止

(答)

21 法務省では、人種や国籍に基づく偏見や差別の解消のため、各種啓発活動、 人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じた被害の救済及び予防を図ってい る。

22 また, ヘイトスピーチ解消法第4条は, 国及び地方公共団体に対し, 本邦外 出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する責務を定めている。

23 さらに,現行法上,人種差別的行為があった場合には,民法の不法行為として損害賠償責任が発生し得る。また,例えば,名誉毀損罪や侮辱罪に当たるような 行為について,刑事責任を問い得る。 (b) こうした人種差別的言動を広めようとするデモの抑制

(答)

24 表現の自由に対する我が国の立場は、パラ13のとおり。

25 その上で、デモ等を規制するための各地方公共団体における条例(公安条 例)について、過去、最高裁は、その合憲性を認めるに当たり、「許可が義務づけ られており、不許可の場合が厳格に制限されているので、この許可制はその実質に おいて届出制と異なるところがない」等と判示している。これを踏まえると、公安 条例に基づくデモ等の許可申請があった場合、当該デモ等の実施が、公共の安寧の 保持に直接危険を及ぼすと明らかに認められる場合の他は許可しなければならない とされており、表現しようとしている主張の内容によって不許可とすることはでき ない。

26 なお、警察においては、ヘイトスピーチ解消法の趣旨を踏まえ、公安条例に 基づきデモ等の許可申請がなされた際には、必要に応じて、主催者等に対し同法の 趣旨等について説明の上、参加者にもこれを周知するよう促したり、トラブル防止 を図る観点等から、違法行為等のないよう事前に指導を行う等している。 (c) 2016年3月30日に法務省が公表したヘイトスピーチ集会に関する報告書のフォローアップ

(答)

27 法務省が、2015年8月から2016年3月までの間に実施した、いわゆる ヘイトスピーチに関する実態調査の結果については、上記パラ15のとおり。同報告 書では、ヘイトスピーチの主な対象とされている在日韓国・朝鮮人20名からヘイト スピーチを見聞きした際の感情や、ヘイトスピーチが与えた影響について聴取する等 の聞き取り調査も実施し、その結果についても公表している。

28 現在は、これら調査及びヘイトスピーチ解消法施行を踏まえた施策の実施を開始した段階である。今後同様の調査を実施するかどうかについては、施策の実施状況 等を踏まえ、必要性等の観点から考えていきたい。 (d) 人種差別に対する意識の向上並びに憎悪や人種差別的動機に基づく犯罪の 発見に備えた裁判官,検察官及び警察官に対する研修

(答)

29 学校教育においては、発達段階に応じながら学校教育活動全体を通じて、社 会教育においては、地域の学習の拠点である公民館等の社会教育施設において人権 尊重の意識を高める教育が行われており、いずれも地域の実情に応じ、人種差別に 関連する人権教育を含めた学級・講座等が実施されている。

30 また、法務省による啓発活動は別添資料の2(3)のとおり。

31 検察官に対しては,経験年数等に応じた各種研修において,本規約を含む国際 人権条約の趣旨を踏まえた講義を行っている。

裁判官に対しては、パラ3に記載のとおり、人権問題をテーマとする研修を実施し ており、具体的には、国際人権条約や各種人権規定に関する国際的動向に加え、女性、 児童、外国人等のマイノリティの人々が直面する課題やこれに対する施策等について、 人権問題に精通した講師(大学教授や法務省人権擁護局長、国連機関職員、有識者等) による講演や資料配付等を行い、人権問題に対する理解及び意識向上を図っている。

32 警察官については、新規採用者や昇任者に対し、警察学校で人種差別の禁止 を含む人権尊重に関する授業等を行っている。

(e) 人種差別的な動機を量刑の加重事由とすることの確保

(答)

33 人種差別的思想を動機,背景とする暴力行為については,刑法の傷害罪,暴 行罪等により処罰可能である。人種差別的な動機を量刑の加重事由とする刑法上の 規定はないが,個別の事件の量刑の判断に当たり,動機についても適切に考慮され る。 更に, 警察に届け出のあったヘイトクライムの件数並びにその後の捜査及び有 罪判決についても情報提供願いたい。

(答)

34 「ヘイトクライム」の概念は必ずしも一般に確立されたものではなく,政府 として、ヘイトクライムの件数並びにその後の捜査及び有罪判決の統計は有してい ない。なお、右派系市民グループの活動においては、同グループに対抗する勢力と の間で暴行事件等も発生しており、デモ等の前後及びその過程において、2017 年には同グループ関係者2人を、2018年には同グループ関係者1人を、それぞ れ検挙している。 問7 前回の総括所見(パラ11)に関し,政治家の発言に見られる同性愛嫌悪やト ランスジェンダー嫌悪に加え,レズビアン,ゲイ,バイセクシャル,トランスジェン ダー及びインターセックスの人々が,特に雇用,教育,医療,福祉及び法的サービス にアクセスする際に受ける差別やスティグマをなくすため,教育制度を通じたものも 含め,取られている対策の進捗状況につき報告願いたい。

(答)

35 性的指向・性自認を理由とした人権侵害に対する我が国の立場は、パラ100 とおり。

36 雇用については、公正な採用選考に関する啓発活動として、事業主向け啓発 パンフレットに「LGBT等の性的マイノリティの方など特定の人を排除しない」 と記載しHP上に公表しているほか、ハローワーク等で開催される事業主向けの公 正採用選考に係る研修会にて説明を行っている。

また,男女雇用機会均等法第11条にいう「セクシャル・ハラスメント」にはい かなる性的指向・性自認を持つ人々に対する性的言動も含まれることを明示するた め,指針を改正した(2016年8月改正。2017年1月施行)。更に,性的指 向・性自認への理解を深めることの重要性を事業主向けパンフレット等に記載し周 知している。

37 教育について, 文部科学省は, 性的マイノリティの児童生徒が悩みや不安を 抱え, 自己否定に陥らないよう, 性的マイノリティの児童生徒に対する学校におけ る支援体制の構築や教職員の理解啓発及び教育相談体制の充実に努めている(文部 科学省による取組例は別添資料の3のとおり)。また, 社会教育については, 社会 教育の指導者として中心的な役割を担う社会教育主事の養成講習等において, 性的 指向・性自認を含む人権課題に関するプログラムを実施し, 人権教育の着実な推進 を図っている。

38 医療,福祉については、2018年2月及び3月に、LGBT等の人々も含め、医療、介護、障害福祉等のサービスを必要とする人々が必要なサービスを確実 に受けることができるよう、自治体向けの全国会議や研修を通じて周知を行った。

39 法務省は、LGBT等の人々に対する性的指向や性自認を理由とする偏見や 差別の解消を目指して、啓発冊子・リーフレット、人権啓発ビデオやスポット映像 を作成し、インターネットを通じて配信しているほか、シンポジウムや研修会等、 各種啓発活動を実施している。また、人権相談等を通じて人権侵害の疑いがある事

案を認知した場合には、人権侵犯事件として速やかに調査し、事案に応じた適切な 措置を講じている。例えば、法律的なアドバイス等をする「援助」や当事者間の話 合いを仲介等する「調整」、人権侵害を行った者に対して改善を求めるための「説 示」、「勧告」、実効的な対応をし得る者に対して行う「要請」等の措置がある。 また、以下についても対応願いたい:

(a) レズビアン, ゲイ, バイセクシャル, トランスジェンダー及びインターセックスの人々の平均より高い自殺率に対処するために取られている措置につき報告願いたい。

(答)

40 LGBT等の人々のみの自殺者数や自殺死亡率を集計した統計はない。他 方,我が国の自殺対策は、LGBT等の人々も含め、自殺対策基本法(2006年 法律第85号)及び自殺総合対策大綱(2017年7月25日閣議決定)に基づ き,その多くが防ぐことのできる社会的な問題であるとの基本認識の下、国、地方 公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して、「誰も自殺に追 い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を総合的に推進している。 (b) 同性婚を国レベルで公式に認めるための措置が取られているかにつき説明 願いたい。

(答)

4.1 同性婚やそれに準ずる制度を導入すべきかどうかについては、我が国の家族の 在り方に関わる問題であり、国民的な議論を踏まえつつ、慎重な検討を要する。 (c) 生殖腺や生殖腺能力の喪失、性別適合手術及び婚姻をしていないこと等、
 性別変更を法的に認めるための要件が本規約にどのように適合するかにつき
 説明願いたい。

(答)

42 2004年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が 施行された。これにより、性同一性障害者であって、一定の条件(生殖腺がない又 は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること、他の性別に係る身体の性器に係る 部分に近似する外観を備えていること等)を満たす者については、性別の取扱いの 変更の審判を請求できる。同審判を受けた者は、法律に別段の定めがある場合を除 き、民法その他の法令の規定の適用について、他の性別に変わったものとみなされ る。本法律の施行は、自由権規約第2条及び第26条の趣旨に沿った措置であると 考えている。 (d)トランスジェンダーで身柄拘束されている者が,拘束されている施設で不 当な扱いを受けているとの報告につき回答願いたい。

(答)

4.3 刑事施設においては、トランスジェンダーを理由として、より厳しい規則を 設ける等の不当な処遇は行っていない。刑事施設においては、性的指向や性自認に 起因した所内生活上の困難を緩和し、可能な限りその特性に配慮した取扱いを行う 等、円滑に生活を送らせるための配慮を行っている。具体的には、被収容者の身体 的・精神的状況等の個別の事情を踏まえ、例えば、入浴の監視や身体検査につい て、その者の心理的な性別と同じ性の職員が対応することや、その者の心理的な性 別と同じ性の被収容者の髪型の基準で調髪すること等、本人が取り扱ってほしいと 希望する性別に応じた取扱いについて、可能な範囲で配慮している。

4.4 留置施設においては、被留置者がトランスジェンダーである場合には、可能 な限りその特性に配慮した取扱いを行っている。

## 男女の平等(第3条及び第25条)

問8 前回の総括所見(パラ8)に関し、女性の再婚禁止期間の廃止が検討されてい るかにつき説明願いたい。

(答)

45 女性の再婚禁止期間を6か月から100日に短縮するとともに,再婚禁止期間 内でも婚姻することができる場合を明確化すること等を内容とする民法の一部を改 正する法律が2016年6月に公布・施行された。 女性と男性の婚姻最低年齢を18歳に一致させるために取られている措置につ き報告願いたい。

(答)

46 2018年6月,民法の成年年齢を18歳に引き下げるとともに,婚姻開始年 齢を男女とも18歳とすること等を内容とする民法の一部を改正する法律が成立し, 2022年から施行予定である。 夫婦同姓を求める民法第750条は、実際には多くの場合女性に夫の姓の使用を 強いているが、同条の改正について進展があったかどうかにつき明示願いたい。

(答)

47 選択的夫婦別氏制度の導入については、2015年12月に策定された第4 次男女共同参画基本計画及び「女性活躍加速のための重点方針2018」において 引き続き検討を進めることとされており、法務省においては、ウェブサイトでの情 報提供等を通じて、この問題について国民の議論が深まるよう努めている。なお、 現行の夫婦同氏の規定(民法第750条)は、夫婦がいずれの氏を称するかについ て、当事者間の協議に委ねるものであり、性別に基づく法的な差別的取扱いを定め ているものではない。 部落,アイヌ及び在日韓国・朝鮮人等の少数者の女性を含め,政治における女性 代表者を増やすことの進捗について情報提供願いたい。

(答)

48 少数者の女性に限らず,政治分野における女性の参画拡大については,第4 次男女共同参画基本計画において,衆議院議員及び参議院議員の候補者に占める女 性の割合を2020年までに30%とする努力目標(政府が政党に働きかける際に 政府として達成を目指すものであり,政党の自律的行動を制約するものではない) を設定し,内閣府特命担当大臣(男女共同参画)から各政党に対し,女性候補者等 の数値目標設定やポジティブアクションの導入の検討等を要請している。

49 さらに、2018年5月には、「政治分野における男女共同参画の推進に関 する法律」が議員立法により成立し、同月に公布・施行された。同法は、男女の候 補者の数ができる限り均等となることを基本原則としており、政党が自主的に取り 組むよう努めることや、国及び地方公共団体が政党の自主性を確保しつつ、必要な 施策の策定・実施に努めること等を規定している。

# <u>緊急事態及びテロ対策の措置(第4条,第9条,第14条,第17条,第19条,第</u> <u>21条及び第22条)</u>

問9 憲法改正草案は,緊急時に広範な範囲で特例を設けることになるのではないかとの懸念に対し,コメント願いたい。また,緊急事態を定めた法規制の改正が,本規約第4条に適合することを確保するために取られている措置につき説明願いたい。

(答)

50 パラフのとおり。

更に、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(「共謀罪 法」)について、特に「組織的犯罪集団」、「計画」、「準備行為」等の曖昧な (open-ended) 共謀罪の要素が法的確実性及び予測可能性の原則に適合しないと 言われていることに加え、別表4に含まれた277の新たな犯罪はテロや組織的 犯罪と明らかに無関係な犯罪を含んでいるという事実のために、同法が、表現、 集会及び結社の自由を不当に制限し、自由と安全に対する権利及び公正な裁判を 受ける権利の侵害につながるのではないかと懸念されていることにつき回答願い たい。

(答)

51 国際組織犯罪防止条約(TOC条約)第5条は,締約国に対し,「重大な犯 罪を行うことの合意」又は「組織的な犯罪集団の活動への参加」の一方又は双方 を,未遂罪や既遂罪とは別個の犯罪として処罰できるようにすることを義務付けて おり,同条約にいう「重大な犯罪」とは,「長期4年以上の自由を剥奪する刑又は これより重い刑を科することができる犯罪を構成する行為」であり,日本において は長期4年以上の懲役又は禁錮の刑等が定められている罪であるとされている。そ して,同条約は,重大な犯罪の合意罪の立法化に際して,(1)「その合意の参加 者の一人による当該合意の内容を推進するための行為を伴」う,(2)「組織的な 犯罪集団が関与するもの」という要件を付加するオプションを採用することを認め ている。

テロ等準備罪は、TOC条約が定める上記の犯罪化義務を果たすため、上記の二 つのオプションの双方を採用した上で、重大な犯罪の合意を犯罪化したものであ る。

52 テロ等準備罪には、(a)「組織的犯罪集団」の関与、(b)重大な犯罪の 「計画」、(c)計画した犯罪の「実行準備行為」という3つの厳格な要件が定め られている。

上記(a)は、パラ51の(2)のオプションを実体化したものであって、「組織的犯罪集団」とは、「団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別 表3に掲げる罪を実行することにあるもの」と明確に定義付けられている。

また、上記(c)は、パラ51の(1)のオプションを実体化したものであっ て、「実行準備行為」とは、「計画行為とは別の行為であって、計画に基づいて行 われ、かつ、計画が実行に向けて前進を始めたことを具体的に顕在化させるもの」 であり、法律上、「資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪 を実行するための準備行為」と明確に規定されている。 53 さらに、3つの要件全てについて「故意」が必要であり、(i)「組織的犯罪 集団」の関与、(ii)指揮命令の下、役割を分担して犯罪を行うことについての具 体的かつ実現可能性のある計画をすること、(iii)その計画に基づき実行準備行為 を行うことの認識のうち、1つでも欠いていれば、テロ等準備罪は成立しないの で、知らない間に巻き込まれて処罰されることはない。

テロ等準備罪の処罰範囲は、明確かつ限定的であり、法的確実性及び予測可能性 の原則に適合しないとの指摘は当たらない。

54 TOC条約は、「重大な犯罪」を合意罪の対象とすることを義務付けてお り、パラ51の(2)のオプションを採用した場合には、犯罪化が義務付けられる 合意の対象は、「組織的な犯罪集団が関与する」「重大な犯罪」となり、同条約が 定める犯罪化義務を履行するためには、「組織的な犯罪集団が関与する」ことが現 実的に想定される「重大な犯罪」の全てをテロ等準備罪の対象とする必要がある。

そこで、組織的犯罪集団が実行を計画することが現実的に想定されるかどうかとの基準により、テロ等準備罪の対象となる罪として、新設された証人等買収罪のほか、277個の罪が選択されたのであり、テロや組織犯罪と明らかに無関係な犯罪 を含んでいるとの指摘は当たらない。

55 上記に加えて、テロ等準備罪の新設は、捜査の在り方に変更を加えるものでは なく、テロ等準備罪の捜査は、他の犯罪と同様に刑事訴訟法等の法令に従って適正 に行われるものである。

テロ等準備罪について捜査を行うためには、パラ52の(a)から(c)の要件 について具体的な嫌疑が必要であり、これがなければ捜査を行うことはできない。 また、テロ等準備罪の捜査を行うに当たっては、その適正の確保に十分に配慮しな ければならない旨の規定が設けられた。

さらに,捜査機関による捜査は,裁判所による事前・事後の審査を受けることに なるので,捜査機関による濫用・恣意的運用はできない。

56 したがって、テロ等準備罪が、国民の権利の不当な制限や侵害につながるとの懸念は当たらず、これまでそのような具体的事例も存在しない。

<u>性的暴力及びドメスティック・バイオレンスを含む女性に対する暴力(第2条,第3</u>条,第6条,第7条及び第26条)

問10 前回の総括所見(パラ10)及び直近の女子差別撤廃委員会の総括所見 (CEDAW/C/JPN/CO/7-8, パラ23)に関し,裁判所による緊急保護命令の発令の 遅延に対する取組,ドメスティック・バイオレンスに関する全ての報告の調査及 び加害者の訴追,ならびに,移民女性や少数者の女性(members of minority communities)を含むドメスティック・バイオレンスの被害者に対する十分な支援 策や,必要に応じて在留資格を失わないよう保障することを含め,ドメスティッ ク・バイオレンスをなくすために取られている新たな措置につき報告願いたい。

(答)

57 我が国では、ドメスティック・バイオレンス(DV)の根絶に向けて、関係 機関が連携しながら様々な支援に取り組んでいる。

58 2013年7月には、配偶者暴力防止法の第三次改正を行い、生活の本拠を 共にする交際関係にある相手からの暴力についても、配偶者からの暴力に準じて法 の適用対象とした。併せて、地方自治体の基本計画の指針となる「配偶者からの暴 力の防止及び被害者保護等のための施策に関する基本的な方針」を同年12月に策 定した。

59 また,第4次男女共同参画基本計画の規定(別添資料の4(1)参照)に従い,2017年度に「男女間における暴力に関する調査」を実施したほか,配偶者 暴力防止法を始めとする関係法令の周知徹底及び厳正な執行に努め,配偶者等から の暴力,性犯罪,ストーカー行為等の形態に応じ,被害者の国籍等に応じた支援を 含め(別添資料の4(2)参照),幅広い取組を総合的に推進している。

60 上記に加え,女性に対する暴力を根絶し,被害女性を支援するための多様な 取組が,警察,厚生労働省及び法務省をはじめ,関係機関において実施されている (別添資料の4(3)参照)。

61 なお、DV等の女性に対する暴力は、殺人罪、傷害罪、暴行罪、強制性交等 罪、強制わいせつ罪等による刑事処罰の対象とされており、事案に応じて適切な処 分が行われている。 62 また,現行法上においても,保護命令に係る事件については,速やかに裁判 を行うこと,緊急に保護命令を発しなければ被害者の保護ができない場合等は,審 尋の期日を経ることなく保護命令を発することができることが明記されている。

63 出入国在留管理庁では、在留資格取消制度を運用する上で、その透明性の向 上を図る観点から、配偶者の身分を有する者としての活動を行わないことに「正当 な理由」がある場合等、在留資格の取消しを行わない主な事例を出入国在留管理庁 のホームページに、日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、 タガログ語、タイ語の8か国語で掲載しており、その事例の一つとして、DVを理 由として一時的に避難又は保護を必要としている場合を明記し、DVの被害者であ る外国人が無用な不利益を被ることのないよう配慮した運用を行っている。また、 DV事案等に直接対応する中堅職員等を対象に、当庁におけるDV事案への措置等 に係る研修(別添資料の4(4)参照)を例年実施し、同運用について説明してい る。 また,強制性交等罪の限定的な定義の拡大,強制性交等罪及び他の性的暴力の 犯罪の職権による訴追,並びに,現在13歳と定められている性交同意年齢の引 き上げのために,関連立法の改正が行われたかどうかにつき説明されたい。さら に,配偶者間強制性交等の明確な犯罪化及び法定強制性交等の刑の下限の引き上 げに関する計画についても報告願いたい。

(答)

64 2017年6月, 性犯罪の実態に即した対処を可能にするために刑法の一部 を改正する法律が成立し, 同年7月に施行された。この改正では, 女性を被害者と する性交のみを対象としていた強姦罪の構成要件が見直され, 行為者及び被害者の 性別を問わないこととした上, 処罰の対象となる行為に, 性交のほか, 肛門性交や 口腔性交も含むものとし, 法定刑の下限を懲役3年から5年に引き上げ, 罪名が強 制性交等罪に改められた(改正後の刑法第177条)。また, 18歳未満の者を現 に監護する者であることによる影響力があることに乗じたわいせつ行為や性交等を 処罰する監護者わいせつ罪・監護者性交等罪が新設された(同法第179条第1 項, 第2項)。更に, 性犯罪について, 被害者の告訴がなくても起訴し得ることと して, 被害者の負担を軽減し, より効果的に性犯罪に対処することができるように した。

65 なお、性交同意年齢の引上げについては、若年者の性的自由を過度に制約す る側面がある一方、18歳未満の児童については、児童福祉法や条例により保護が 図られていること等を考慮し、改正の対象とはされなかった。

66 また,配偶者間においても,強制性交等罪が成立し得ることは,特にこれを 除外する規定がない以上,明確である。

<u>生命に対する権利,拷問又は残虐な,非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若</u> しくは刑罰の禁止,公正な裁判及び児童の権利(第6条,第7条,第14条及び第 24条)

問11 前回の総括所見(パラ13)及び締約国のフォローアップ情報に対する 委員会の評価(CCPR/C/116/2及びCCPR/C/120/2参照)に関し,以下につき対応願 いたい:

(a) 死刑廃止及び本規約第二選択議定書の加入に向けて何らかの措置が取られたか,或いは,取られる予定があるか説明されたい。死刑が廃止されるまでの間,本規約第6条(2)で定められたとおり,死刑を最も重大な犯罪(すなわち,故意による殺人を含む極めて重大な犯罪)に限定することを確保するために措置が取られているかにつき説明願いたい。

(答)

67 死刑制度の存廃は、基本的には、各国において、国民世論に十分配慮しつつ、 社会における正義の実現等種々の観点から慎重に検討し、独自に決定すべき問題であ る。我が国では、国民世論の多数が極めて悪質・重大な犯罪については死刑もやむを 得ないと考えていることや多数の者に対する殺人や強盗殺人等の凶悪犯罪がいまだ 後を絶たない状況等に鑑みると、その罪責が著しく重大な凶悪犯罪を犯した者に対し ては、死刑を科することもやむを得ないのであり、死刑を廃止することは適当でない と考えられる。

死刑の在り方については、我が国の刑事司法制度の根幹にかかわる問題であり、国 民の間で幅広い観点からの議論が行われることが望ましいと考えている。

なお,我が国では,死刑が科され得る犯罪は,故意の殺人等の極めて重大な犯罪の みに限定されている。

68 パラ67の理由から、本規約の第二選択議定書の締結についても、慎重な検 討が必要である。

(b) (i) 死刑確定者及びその家族に対し,予定されている執行日時に関する 妥当な事前通知を与えること,(i i) ごく例外的な状況で厳格に制限された期 間を除き,死刑確定者を単独室に収容しないこと,(i i i) 不当な死刑判決に 対する法的セーフガードを強化すること,(i v) 拷問又は不当な処遇によって 得られた自白が死刑事例の証拠として採用されないよう保障すること,(v) 死 刑確定者と弁護士との間の全ての面会に厳格な秘密交通権を保障することのため に措置が取られているかにつき報告願いたい。

(答)

(i)

69 死刑執行の告知については,死刑確定者本人に対して,執行の当日,執行に先 立ち行う。本人に当日より前に告知した場合には,その心情の安定を害することが懸 念されるとともに,かえって過大な苦痛を与えることにもなりかねない。

また,家族等に事前に執行を通知した場合には,通知を受けた家族等に対して無用 な精神的苦痛を与えること,仮に通知を受けた家族等と本人との面会が行われ,本人 が執行の予定を知った場合には,同様の弊害が懸念されることから,現在の取扱いは やむを得ないと考える。

なお,執行後は,法令に基づき,死刑確定者があらかじめ指定した者(家族,弁護 士等を指定することもできる。)に速やかに通知する。

(ii)

70 刑事施設においては,死刑確定者の身柄を確保するとともに,その者が心情の 安定を得られるように留意する必要があり,刑事収容施設法第36条は,死刑確定者 の処遇は,昼夜,単独室において行う旨を定め,原則として,居室外においても,相 互に接触させてはならないとしている。

もっとも,死刑確定者が孤独に苦しむことがないよう,職員や民間の篤志家による 面接,宗教教誨の機会を与えたり,必要に応じて,ビデオやテレビの視聴の機会を与 えたりする等,その心情の安定を図るための処遇を工夫している。

(iii)

71 我が国の刑事司法の実務においては、令状主義及び厳格な証拠法則が採用され、 三審制が保障される等、捜査公判を通じて慎重な手続により有罪が確定され、確定し た裁判に対しても、再審、非常上告等の救済制度が設けられており、これらは誤判を 防止するために有効に機能している。 (i v)

72 我が国の憲法第38条2項は、「強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当 に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。」と 規定している。また、刑事訴訟法第319条第1項は、「強制、拷問又は脅迫による 自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のあ る自白は、これを証拠とすることができない。」と規定しており、強要された自白が 証拠として用いられることはない。これは、死刑を法定刑に定める犯罪の捜査におい ても同様である。

(v)

73 刑事収容施設法では,死刑確定者の面会について,原則として刑事施設の職員 が立ち会うこととしているが,裁判所の再審開始決定が確定した死刑確定者と弁護人 との間の面会については,未決拘禁者(刑事被告人)に関する法律の規定が準用され るので,職員の立会い等の措置は行われない。

74 また,再審開始決定が確定していない死刑確定者と再審請求手続の代理人たる 弁護士との間の面会については,当該施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそ れがあるときや死刑確定者の心情把握のため必要が高いとき等の特別な事情がない 限り,職員は立ち会わないこととしており,個別具体的な事案において,各刑事施設 の長が,適切に判断している。

75 死刑確定者が発受する信書については、刑事施設の職員が検査を行うこととしているが、死刑確定者が自己の処遇に関して民事訴訟等を依頼した弁護士との間で発受する信書については、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合を除いて、そのような信書であることを確認するために必要な限度で検査を行うにとどめる等、一定の配慮を講じている。

76 また,再審開始決定が確定した死刑確定者と弁護人との信書の発受については, 未決拘禁者に関する法律の規定が準用され,弁護人等から受ける信書についても,こ うした信書であることを確認するために必要な限度で検査を行うこととし,一定の配 慮を講じている。

(c) 死刑事例における義務的かつ実効的な再審査制度が創設されているか, また, 再審又は恩赦の請求がいかなる状況下で執行停止効果を有するか明確にされたい。

(答)

77 我が国では、パラ71の制度のほか、死刑は、再審の事由等の有無を慎重に審 査した上で執行されている。このように、死刑は、厳格な制度の下において、極めて 慎重に運用されているので、更にいわゆる必要的上訴制度を創設する必要はないもの と考える。

78 我が国においては、再審の請求は、無罪等を言い渡すべき明らかな証拠を新た に発見したとき等、一定の場合に、有罪の言渡しをした確定判決に対して、その言渡 しを受けた者の利益のためにすることができ、死刑判決が確定した事件についても同 様に行われている。再審については、裁判所において慎重な審理が尽くされていると 承知しており、有効に機能していると考えている。

79 再審請求や恩赦出願(「再審請求等」)は、法文上、刑の執行停止事由に当た らない。

法務大臣は,個々の事案につき関係記録を十分に精査し,刑の執行停止,再審事由 の有無等について慎重に検討し,これらの事由等がないと認めた場合に,死刑執行命 令を発している。

再審請求等を行っているから刑を執行しないという考えはとっていない。

(d) 重大な心理社会的及び知的障害を有する者に対し,死刑が引き続き科され ているとの報告について回答願いたい。また,締約国が死刑確定者の精神状態を 把握するための独立した仕組みを構築したかにつき説明願いたい。

(答)

80 我が国の法律上,死刑の言渡しを受けた者が心神喪失の状態にあるときは,執 行を停止することになる。他方,法治国家において,確定した裁判の執行が厳正に行 われなければならないことはいうまでもなく,個々の事案につき関係記録を十分に精 査し,刑の執行停止,再審,非常上告の事由あるいは恩赦を相当とする情状の有無等 について,慎重に検討し,これらの事由等がないと認めた場合に初めて法務大臣が死 刑執行命令を発することとしており,慎重かつ適正に対処しているところである。

81 刑事施設では,死刑確定者に対して,医療上,常に注意を払い,慎重に配慮し ており,定期的な健康診断を行うほか,必要に応じて外部の医療機関で医師による診 察を行う等,死刑確定者の心身の状況の把握に努めている。 (e)本規約第7条に反していないことを確保するために,現在の死刑執行方法の 見直しが行われたかどうかにつき明確にされたい。

(答)

82 我が国の最高裁判所の判例によれば、刑罰としての死刑,及び,現在我が国が 採用している絞首の方法について,憲法第36条が絶対的に禁止する残虐な刑罰には 当たらないとされている。現在我が国が採用している絞首刑は,残虐な,非人道的又 は品位を傷つける刑罰には該当せず,現行の死刑執行方法の見直しの必要はないもの と考えている。 問12 自白を主な根拠とする有罪判決率が非常に高いことや、不当な有罪判決が多い ことに対処するために取られている措置につき報告願いたい。特に、2016年5月の 改正刑事訴訟法施行後、検察官が保管する証拠一覧表を交付する新制度が、弁護側によ る全ての検察側資料への完全なアクセスをいかに保障しているか、また、このような交 付が全ての犯罪事件で義務化されるかどうかにつき報告願いたい。

(答)

83 我が国の刑事訴訟法上, 自白が被告人に不利益な唯一の証拠である場合には, 有罪とされないこととされている。また, 検察官は, 従来から争いのない事案であっ ても自白のみに依拠することなく, 裏付け証拠はもとより, 客観証拠を十分に収集し, 的確な証拠によって有罪判決が得られる高度の見込みのある場合に限って起訴する こととしており, 公判においても, 同様に, 客観証拠に基づく十分な立証を行ってい る。不当な有罪判決が多いという指摘も事実無根である。

84 2016年12月,改正刑事訴訟法が施行され,検察官は,検察官請求証拠の 開示後,被告人又は弁護人から請求があったときは,速やかに,被告人又は弁護人に 対し,検察官が保管する証拠の一覧表を交付しなければならず,証拠一覧表の交付後, 証拠を新たに保管するに至ったときは,速やかに,当該証拠の一覧表を交付しなけれ ばならないこととされている。この制度は,争点及び証拠を整理するための公判前整 理手続に付された全ての事件を対象としている。 改正刑事訴訟法に従い, 取調べを記録する必要がある刑事事件の割合について も, 例外を含め, 情報提供願いたい。

(答)

85 2016年5月,改正刑事訴訟法が成立し,裁判員裁判対象事件及び検察独自 捜査事件で身体拘束中の被疑者取調べについては,機器の故障や被疑者による拒否等 の一定の例外事由を除き,全過程の録音・録画が義務付けられ,2019年6月まで に施行された。

86 上記法改正を踏まえ、検察当局においては、取調べの積極的な録音・録画を 実施しており、このことは、取調べの適正確保に資するものと考えている。

上記2類型の事件に加え、被疑者の身柄拘束中の事件で、かつ、

・知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件

・精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件

については、上記の一定の例外事由がある場合を除き、全過程を含めできる限り広 範囲な録音・録画を行う等、積極的に取り組んでいる。

2018年4月から2019年3月までの間の, これら4類型の事件についての 録音・録画の実施率は,約99.9%である。

87 なお,警察においても,上記法改正に係る裁判員裁判対象事件の取調べ等に 加え,被疑者の身柄拘束中の事件で,かつ,知的障害又は精神障害によりコミュニ ケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件の取調べ等について録音・録画を 行う等,積極的に取り組んでいる。上記期間中,これらの事件についての録音・録 画の実施率は約98.3%である。

この点に関し,取調べの全行程及び正式な逮捕前の取調べには録音・録画が必要となるのか,死刑事例の全ての取調べについてそのような記録が行われるのか,全ての犯罪事件において,取調べの録音・録画を義務づける計画はあるのか,弁護側が録音・録画の複製を入手することは可能かどうかにつき説明願いたい。

(答)

88 裁判員裁判対象事件及び検察独自捜査事件以外の事件や,逮捕等の身柄拘束を 伴わない事件は,法律上の録音・録画の義務付けの対象とはされていない。

本制度の対象となった事件は、取調べの録音・録画の必要性が最も高いと考えら れるものであるが、制度の対象とならない事件についても、供述が重要であるもの 等については、検察等の運用による録音・録画が行われることになる。また、同改 正法においては、政府は、本制度の在り方について、施行後3年を経過した段階で 検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講じることとされており、その中 で、対象事件の範囲の在り方等についても検討が行われることとなる。

89 死刑を法定刑に定める犯罪に係る事件は,原則として裁判員裁判の対象とされ ていることから,本制度の対象である。

90 検察当局においては、公判で供述の任意性や信用性等に関する立証を行うに当たり、録音・録画したDVD等を証拠請求しており、また、弁護人から録音・録画したDVD等について証拠開示請求があれば、法律の定める手続にのっとり、弁護人に対し録音・録画したDVD等を証拠開示している。

締約国は,犯した罪にかかわらず,全ての少年犯罪者に対して国選弁護人を提供 する計画を有しているか説明願いたい。

(答)

91 少年が家庭裁判所に送致される前の段階における被疑者国選弁護制度については,成人の場合と同様であり,パラ129及び130のとおり。

92 少年が家庭裁判所に送致された後,家庭裁判所は,検察官が関与し得る一定の 重大事件について,検察官を審判に出席させることを決定した場合において,弁護士 である付添人がないときは,弁護士である付添人を付さなければならない。また,少 年が家庭裁判所に送致された後,家庭裁判所は,検察官が関与し得る一定の重大事件 について,少年鑑別所に送致する観護措置がとられている場合において,弁護士であ る付添人がいないときは,職権で少年に弁護士である付添人を付することができる。 この国選付添人を付することができる一定の重大な事件の範囲については,殺人,傷 害致死等の故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪,現住建造物等放火,強姦, 強盗等の死刑・無期・短期2年以上の懲役・禁錮に当たる罪の場合に限られていたが, 2014年6月に施行された改正少年法により,死刑・無期・長期3年を超える懲役・ 禁錮に当たる罪の場合に変更され,新たに,傷害,窃盗,詐欺等にも罪種が拡大され た。 問13 前回の総括所見(パラ24)に関し,年間の被ばく線量が20ミリシーベルト以下の地域に対する避難指示を2017年3月に解除したことによって,影響を受けた人々の生命と健康が危険にさらされるのではないかとの懸念,また,避難指示区域外に暮らす避難者に対する住宅の無償提供の終了は,避難者を高度に汚染された地域に強制的に帰還させることになるのではないかとの懸念に対し,回答願いたい。避難区域を指定するための放射線被ばくの高い基準の見直しが検討されているのか説明願いたい。

(答)

93 避難指示の解除は、帰還を希望される方が帰還できるようにする措置であり、 帰還を強制するものではない。

94 我が国は、国内外の有識者における議論等を踏まえた上で、「空間線量率で推定された積算線量が年間20mSv以下となること」を避難指示解除の要件の1つとしている。国際的な合意に基づく科学的知見によれば、放射線による発がんリスクの増加は、年間100mSv以下の低線量被ばくでは、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さい。また、避難指示解除の基準としている年間20mSvについては、2011年12月の内閣官房の「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」の報告書において、①その健康リスクは喫煙、肥満、野菜不足等、他の発がん要因によるリスクと比較して十分に低く、②除染や食品の安全管理の継続的な実施等、適切な放射線防護措置を講ずることにより十分リスクを回避出来る水準であると評価されている。

95 更に,政府としては,個人が受ける追加被ばく線量を長期目標として年間1 mSv以下になることを目指している。この長期目標の実現に向け,政府は,除染や食品の安全管理等の被ばく低減対策や,個人線量計を配布できる体制の整備による個人線量の把握・管理,相談員による相談体制整備への支援等,総合的・重層的な防護の取組を進めている。

96 避難指示区域外からの避難者に対する住宅支援につき,福島県は,引き続き, 相談対応による状況把握を行い,必要に応じて,避難先自治体等の福祉や就労,住宅等 の関係機関とも連携し,対応している。

97 また,子ども被災者支援法に基づく「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針(2015年8月閣議決定)」においては,「支援対象地域内の空間放射

線量は,原子力規制庁が実施している航空機モニタリング結果に基づき推計した外部 被ばく線量によると,原発事故発生時と比べ,大幅に低減しており」,「避難指示区 域以外の地域から新たに避難する状況にはなく」,「避難せずに居住を続けるか,他 の地域に居住するか,元の居住地に帰還するかの選択は,被災者自らの意思によって 判断するもの」とされている。 原発事故以来,子どもの甲状腺がんの有病率が高いとの報告につきコメント願 いたい。

(答)

98 福島県は2011年度から県民健康調査「甲状腺検査」を実施しており、20 19年6月末時点で「悪性ないし悪性疑い」と診断されたのは、検査1回目116例、 検査2回目71例、検査3回目29例、検査4回目13例、25歳節目の検査で2例 と報告されている。

99 福島県が設置する「県民健康調査」検討委員会の中間とりまとめは、検査1回 目の結果について、「これまでに発見された甲状腺がんについては、被ばく線量がチ ェルノブイリ事故と比べて総じて小さいこと、被ばくからがん発見までの期間が概ね 1年から4年と短いこと、事故当時5歳以下からの発見はないこと、地域別の発見率 に大きな差がないことから、総合的に判断して、放射線の影響とは考えにくい」と評 価している。また、検査2回目の結果についても、「現時点において、本格検査(検 査2回目)に発見された甲状腺がんと放射線被ばくの間の関連は認められない。」と 評価している。

100 また,原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR) が20 14年4月2日に公表した2013年報告書の附属書A「2011年東日本大震災後 の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響」は,「福島第一原発事故後の甲状 腺吸収線量がチェルノブイリ事故後の線量よりも大幅に低いため,福島県でチェルノ ブイリ原発事故の時のように多数の放射線誘発性甲状腺がんが発生するというよう に考える必要はない。」と評価している。更に,UNSCEARの2017年白書は,

「福島県民健康調査で既に観察されていた相当量の症例は,放射線の影響ではなく, 集団検診の感度による可能性が高いとみなされた。」と報告するとともに,新規文献 がもたらし得る影響として,「2013年報告書における福島第一原発事故による放 射線被ばくの健康影響に関する知見は引き続き有効であり,それ以降に発表された新 規情報の影響をほとんど受けていないとの結論に達した。」と報告している。 放射線の影響を受けた人々の生命の権利の保護及び放射線被ばくで必要とされ る十分な医療サービスの提供のために取られている措置につき詳しく説明願いた い。

(答)

101 福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、政府は2011年度に福 島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を拠出しており、福島県はこの基 金を活用して県民健康調査を実施している。具体的には、全県民を対象とした外部被 ばく線量を把握するための行動調査に基づく「基本調査」や事故時におおむね18歳 以下であった全県民(約38万人)を対象とした「甲状腺検査」,福島県内市町村か ら母子健康手帳を交付された方等を対象とした「妊産婦に関する調査」,事故時に避 難地域に住んでいた方等を対象とした「健康診査」,「こころの健康度・生活習慣に 関する調査」を実施している。

102 また,我が国においては,国民皆保険制度により,何人にも医療サービスへのアクセスが保障されている。

問14 優生保護法の下で、障害者の不妊手術が強制的に行われたとの報告につ き回答願いたい。また、責任者を訴追するとともに、強制不妊手術の被害者に対 し補償金やリハビリテーションを含む十分な補償を提供するために取られている 措置につき詳しく説明願いたい。

(答)

103 旧優生保護法は、1996年に議員発議により母体保護法に改められ、精 神疾患等を理由とした同意によらない不妊手術に関する規定は削除された。

104 その上で,議員立法により「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者 に対する一時金の支給等に関する法律」が全会一致で2019年4月24日に成立 し,同日公布・施行された。当該法律においては,前文で反省・おわびを表明する とともに,国は,旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し,320万円 の一時金を支給することとなっている。

105 また、国は、特定の疾病や障害を有すること等を理由として生殖を不能に する手術又は放射線の照射を強いられるような事態を二度と繰り返すことのないよ う、共生社会の実現に資する観点から、旧優生保護法に基づく優生手術等に関する 調査その他の措置を実施することとされている。

## <u>身体の自由と安全に対する権利,自由を奪われた者の取扱い(第7条,第9条及び</u> 第10条)

問15 前回の総括所見(パラ17)に関し,以下について取られている措置に つき報告願いたい:

(a)精神障害者の措置入院は最後の手段として,必要最小限の期間に限り,自 傷他害防止のために必要かつ相応とされる場合のみ課されること,また,十分な セーフガードが法律上及び実務上で提供されることを確保すること。

(答)

106 精神保健医療福祉に関しては、2004年に精神保健福祉施策の改革ビジョンで示された「入院医療中心から地域生活中心へ」との基本理念に沿って施策を 展開しており、精神障害者は必ずしも入院せずとも地域において外来、デイケアや 訪問看護により医療を受けることができるが、地域での生活をさらに支援するた め、アウトリーチ(訪問支援)や精神科救急医療体制の充実等にも取り組んでい る。

107 更に、この基本理念をより強力に推進する観点から、2016年には「精 神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」が新たな政策理念として掲げら れた。これを受けて2017年度より、精神障害者が地域の一員として安心して自 分らしく暮らせるよう、第5期障害福祉計画において、保健・医療・福祉関係者に よる協議の場の設置を成果目標とし、障害保健福祉圏域ごとの協議の場を通じて、 精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体等、関係者間の顔の見える関係 を構築し、地域の課題を共有した上で、精神障害にも対応した地域包括ケアシステ ムの構築に資する取組を推進している。

108 精神科病院へ入院する場合も、精神科病院の管理者は、本人の同意に基づいて入院が行われるよう努めなければならない(精神保健福祉法第20条)。また、本人の同意を得て入院(任意入院)した者から入院後に退院の申出があった場合は、その者を退院させなければならない(同法第21条第2項)。

109 一方,精神障害者本人の同意に基づかない措置入院については,入院時の 手続や入院中の審査が法律上厳格に定められている。措置入院を行うにあたり,都 道府県知事は,2名以上の精神保健指定医に診察を命じ,その診察を受けた者が精 神障害者であり,かつ,医療及び保護のために入院させなければその精神障害のた めに自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるとの各指定医の診察 の結果が一致した場合のみ措置入院とできる(同法第29条第2項)。また,都道 府県知事は,措置入院した者が,精神保健指定医による診察の結果に基づき,入院 を継続しなくとも自傷他害のおそれがないと認められるに至ったときは,直ちにその者を退院させなければならず(同法第29条の4),措置入院の期間は必要最小限の期間に限ることとしている。

110 なお、精神保健指定医は患者の人権にも十分に配慮した医療を行うのに必要な資質を備えていることが求められており、一定の精神科実務経験を有し、法律 等に関する研修を修了した医師のうちから、指定医の職務を行うのに必要な知識及 び技能を有すると認められる者について厚生労働大臣が指定し、5年ごとに更新を 行う仕組みとなっている。

111 また、入院した精神障害者が、退院後に円滑に地域生活に移行できるよう、退院後に必要となる医療、福祉、介護、就労支援等をそのニーズに応じて受けられることが望ましいことから、自治体を中心とした退院後支援が継続的かつ確実に実施されることを目的として、地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドラインを作成し、2018年3月に各都道府県知事等に発出した。

(b) 虐待に対する実効的な調査及び制裁を目的として,精神病棟に対する実効 的かつ独立した監視及び報告制度を確保すること。

(答)

112 精神科病院の管理者は、都道府県知事に対して、本人の同意に基づかない 入院中の者の症状等を定期的に報告しなければならない(精神保健福祉法第38条 の2第1項)。また、入院中の患者やその家族等は、都道府県知事に対して、処遇 改善請求や退院請求を行うことができる(同法第38条の4)。

113 これらの報告や請求については、精神保健指定医や法律に関する学識経験 者等で構成される第三者機関であり、都道府県に設置された精神医療審査会(同法 第12条,第13条及び第14条)により、その入院の要否や処遇の適否が審査さ れる(同法第38条の5第1項及び第2項)。同審査会が必要と認めるときは、委 員に当該審査に係る入院中の者を診察させ、又はその者が入院している精神科病院 の管理者等に対して報告を求めること等ができる(同法第38条の5第4項)。都 道府県知事は、その審査の結果に基づき、その入院が必要でないと認められた者を 退院させ、又は病院の管理者に対して退院等の措置を採ることを命じなければなら ない(同法第38条の5第5項)。

114 更に,厚生労働大臣又は都道府県知事は,精神科病院の管理者に対して, 入院中の者に関する報告や書類の提出・提示,病院への立入調査を要求することが でき(同法第38条の6第1項),入院中の者の処遇が法令に反する場合や著しく 適当でないと認めるときは,精神科病院の管理者に対して処遇改善命令を行うこと ができる(同法第38条の7第1項)。

(c)「障害者虐待の防止,障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害 者虐待防止法)」の適用を,精神病棟における虐待にも拡大すること。

(答)

115 障害者虐待防止法は、養護者、障害者福祉施設従事者及び使用者等を通報・相談の対象としており、精神科病院を含む医療機関をその対象としていない。 一方、医療機関の管理者は、職員及び関係者に対する障害及び障害者に関する研修 並びに普及啓発のほか、医療機関を利用する障害者への虐待に関する相談体制の整 備、虐待に対処するための措置及び虐待防止措置を講ずるものと定められている。

116 精神科医療においては、患者の自殺企図又は自傷行為等、そのまま放置す れば患者の生命にまで危険が及ぶ事態が生じ得る。このため、精神保健福祉法第3 6条第1項は、精神保健指定医の診察により、患者本人の医療又は保護に欠くこと のできない範囲で、当該患者に必要な制限を課すことができる旨定めている。ま た、同法37条第1項の規定に基づき、患者の隔離や身体的拘束等(以下「行動の 制限」という)、入院中の者の処遇に関し、厚生労働大臣が定める基準において、 行動の制限は、当該患者本人の医療又は保護を図る上でやむを得ずなされるもので あり、懲罰や見せしめのために行われることは厳にあってはならないもの等として いる。また、行動の制限に当たっては、当該患者に対してその理由を知らせるよう 努めるとともに、制限を行った旨及びその理由並びに制限を開始した日時等を診療 録に記載すること等とし、漫然と行動の制限が行われることのないよう遵守事項を 定めている。なお、パラ112のとおり、精神科病院に入院中の患者やその家族等 は、都道府県知事に対して、処遇改善請求を行うことができる。

問16 委員会の前回の勧告(パラ18)及び勧告の実施状況に係る評価 (CCPR/C/116/2及び CCPR/C/120/2を参照)に関し,代替収容制度(代用監獄)を 廃止するために取られている措置,又は,同制度が本規約第9条及び第14条に 含まれる全ての保障に完全に適合するために取られている措置につき報告願いた い。

(答)

117 我が国では、パラ122から138のとおり、逮捕後から勾留前までの段 階も含めて弁護人と立会人なしに接見して助言を受ける権利の広い保障があるほ か、取調べの録音・録画制度が法定化され、警察における取調べについては、捜査 部門とは別の部門により被疑者の取調べ状況をチェックし、不適正な取調べを未然 に防止する取調べ監督制度が運用されるなどしている。

118 このほか,捜査部門と留置部門とが分離されており,被留置者の処遇は, 捜査部門とは組織的に分離された留置部門が行っている。

119 また,警察本部には,留置施設視察委員会が設置されており,各委員は, 留置施設を実際に視察し,被留置者と面接するなどして留置施設の実情を把握した 上で,委員会として留置業務管理者に意見を述べるものとされ,警察本部長は委員 会からの意見及びこれを受けて警察が講じた措置の概要を公表することとされてい る。2019年1月現在で,留置施設視察委員会の委員には,弁護士,医師,地方 公共団体職員,大学職員,地域の住民等250名が任命されている。

120 さらに、刑事収容施設法では、留置施設に関する不服申立て制度として、 処分性のある行為等に係る審査の申請、身体に対する違法な有形力の行使について の事実の申告、処遇に関する苦情の申出の3つの制度が設けられている。

121 このほか,被留置者に限らず,警察職員の職務執行について苦情がある者 は警察法に基づき都道府県公安委員会に対して苦情の申出をすることができる制度 もある。

報告の中では以下の点についても明確にされたい:

(a) 起訴前の勾留期間に保釈等の勾留の代替手段が十分に検討され,実際に用いられているか。

(答)

122 我が国においては、在宅捜査を原則とし、被疑者の身柄拘束は、罪証を隠 滅し又は逃亡するおそれのある場合に限って行われている上、厳格な時間制限が設 けられており、逮捕、勾留及び勾留延長の各段階で裁判官の審査が必要とされてい ること、勾留取消しや勾留執行停止によって身柄拘束から解放する制度も設けられ ていること等から、起訴前保釈制度を設ける必要性は乏しい。また、証拠を正に収 集している捜査の段階において、罪証隠滅や逃亡のおそれのある被疑者を保釈した 場合には、被疑者が罪証隠滅又は逃亡に及ぶことにより捜査に著しい支障を生じさ せかねない。したがって、我が国における起訴前保釈制度の導入については、慎重 な検討が必要である。 (b) 全ての取調べ中に弁護人の立ち合いを確保するための措置は取られているか。

(答)

123 弁護人の立会いの問題については、刑事手続全体における取調べの機能、 役割との関係で慎重な配慮が必要であるところであり、様々な観点からの慎重な検 討を要する問題であると考えている。

124 我が国において, 被疑者の取調べは, 犯行の動機や背景等も含めて, 事案 の真相を解明するための証拠収集手法として, 重要な機能を果たしている。

被疑者の取調べに弁護人の立会いを認めるかどうかは,取調べを行う検察官や警察官が,取調べの機能を損なうおそれ,関係者の名誉及びプライバシーや捜査の秘密が害されるおそれ等を考慮し,事案に応じて適切に判断すべきものであり,運用 上,弁護人が立ち会うことを一律に認めるのは相当でないと考えている。

125 取調べへの弁護人の立会いについては、法制審議会の「新時代の刑事司法制 度特別部会」(2011年から2014年)で議論されたが、被疑者の取調べが上記 のとおり重要な機能を果たしていることを踏まえた上で、取調べの機能が大幅に損な われるおそれがある、弁護人が来ない限り取調べができなくなり、取調べへの支障が 大きい等の意見があり、導入しないこととされ、その要否及び当否も含めて別途検討 されるべきとされた。

126 なお、我が国においては、被疑者には黙秘権や弁護人選任権、弁護人と立 会人なしに接見して助言を受ける権利が認められ、接見等の申出があったときは可 及的速やかに接見等の機会を与えなければならないとされており、実務上もこれに 基づく運用が行われている。また、勾留状が発せられている全ての被疑者につい て、国選弁護人を選任することができることとされている。

127 さらに、一定の事件における身柄拘束中の被疑者の取調べについては、録 音・録画を義務付ける制度が導入されたほか、それ以外の事件についても、被疑者 の取調べの録音・録画が相当数実施されており、これによって取調べ状況の事後検 討が可能となっている。

128 これらの制度は、適正な取調べの実施に資するものとなっている。

(c) 2016年5月施行の改正刑事訴訟法の下での国選弁護人の資格基準及び 逮捕時からこのような法的支援を得られるかどうか。

(答)

129 2018年6月施行の改正刑事訴訟法の規定により,被疑者国選弁護人の対 象となる事件が勾留状の発せられている全ての事件に拡大されたところ,これは逮捕 後勾留前の段階を対象とするものではない。しかしながら,同時に,同法の改正によ り,司法警察員,検察官及び裁判官等は,逮捕時を含む,身体を拘束されている被疑 者及び被告人に弁護人選任権を告知するに当たり,弁護士,弁護士法人及び弁護士会 を指定してその選任を申し出ることができること,及び,その申し出先を教示しなけ ればならなくなった。

130 なお、国選弁護人の資格基準については、弁護士資格を有すること以外には 同法を含め特段の定めのあるものではないが、総合法律支援法の規定に基づき、国選 弁護人になろうとする弁護士は、日本司法支援センターとの契約を必要とする。 (d) 取調べの継続時間に係る厳格な制限及び取調べの方法は規定されているか。

(答)

131 警察では、被疑者に過度の負担をかけることがないよう、取調べの時間及 び時刻について配慮している。具体的には、国家公安委員会規則により、やむを得 ない理由がある場合のほか、深夜に又は長時間にわたり被疑者の取調べを行うこと を避けることとしていることに加え、午後10時から翌日午前5時までの間に被疑 者取調べを行う場合や1日につき8時間を超えて被疑者取調べを行う場合には、警 察本部長又は警察署長の承認を受けなければならないこととしている。

132 取調べの方法については、国家公安委員会規則により、強制、拷問、脅迫 その他供述の任意性について疑念をいだかれるような方法を用いてはならないこ と、取調べ状況を書面に記録するとともに、その内容を被疑者に確認させ、その署 名押印を得ること等の措置も講じなければならないこと等を詳細に規定している。

133 また、捜査部門とは別の取調べを監督する部門において、被疑者取調べの 状況の確認を行い、不適正な取調べにつながるおそれがある行為を認めた場合に は、取調べの中止その他の措置を求めることにより、取調べの適正を確保する取調 べ監督制度が設けられている。

134 検察当局においては、検察の精神及び基本姿勢を示す検察の理念において 「取調べにおいては、供述の任意性の確保その他必要な配慮をして、真実の供述が 得られるよう努める」としており、適正な取調べを行うよう努めている。その上 で、

・広範囲にわたって、取調べの録音・録画を実施している。

・深夜に又は長時間にわたり取調べを行うことを避け、適切に休憩を与えるべきとしている。

・最高検察庁に監察指導部を設置し、取調べを含む捜査・公判上の違法・不適正行為
 又はこれらの疑いを抱かせる行為等に対する調査及び適切な措置を行う監察体制を
 構築し、検察官等を指導している。

135 上記のとおり、取調べの適正化を担保するための様々な取組を行っており、 長時間の取調べ、脅迫や暴行等違法な手法を用いた取調べが行われないよう対処して いる。

(e) 取調べ中の拷問や虐待の申立てを即時,公正かつ実効的に捜査するための独 立した申立ての仕組みが設立されているか。

(答)

136 警察において,被疑者取調べに係る苦情については,被疑者取調べ監督制度に基づき,捜査部門とは別の取調べを監督する部門に苦情内容が通知され,必要に応じて調査することとなっている。

さらに、取調べについて苦情がある者は、警察法に基づき、都道府県公安委員会 に対しても苦情を申し出ることができ、申出を受けた都道府県公安委員会は、法令 又は条例の規定に基づきこれを誠実に処理し、その結果を文書により申出者に通知 することとされている。

137 検察当局においては、取調べに関する不満等に対する対応として、

・取調べに関して, 被疑者又は弁護人等から不満等の陳述又は申入れがなされたと きは, 上司がその内容を把握し, 速やかに所要の調査を行って必要な措置を講じる とともに, 調査結果等を記録にとどめる

・調査結果等については、捜査・公判遂行に与える影響等を考慮しつつ、可能な範 囲において、被疑者又は弁護人等に説明を行う

こととしている。

138 また、取調中を含む自由を剝奪された者が、拷問又は虐待があったとして告訴・告発等を行い、これを受けて捜査が行われ、被告訴人・被告発人が不起訴処分に 付された場合において、当該告訴人・告発人がその処分に不服があるときは、有権者 の中から抽選により選任された人により構成される検察審査会にその処分の当否の 審査を申し立てることができる(検察審査会法第30条)。

問17 被収容者の単独室の使用に関する規則,及び,単独室への収容は最終手 段として課され,犯した罪に相応の程度で,可能な限り短期間に限られることを 確保するために取られている措置につき報告願いたい。単独室への収容の長期化 や,10年以上にわたり単独室に収容されている被収容者の数が精神障害者を含 め増加しているとの報告につきコメント願いたい。

(答)

139 刑事施設での生活は、工場での就業を中心とする集団生活が基本である が、受刑者の中には、心身の問題から集団生活が困難な者や、集団生活を嫌って工 場での就業を自ら拒否する者、集団に入ると周囲とトラブルを繰り返し起こす者 等、集団処遇になじむことに困難を抱える者がいるため、工場での就業に代えて、 受刑者が生活する単独室の中で作業を行わせることがある。

140 昼夜の単独室処遇を受けている間も,職員との日常的な接触や面会・発受 信を通じた外部との交流,一月につき2回以上の小集団での運動等による他の受刑 者との接触等,意味のある人的接触の機会は保たれている。昼夜の単独室処遇は, 受刑者が抱える様々な困難さや問題性に応じて行われるものであり,結果的に長期 に及ぶこともあるが,刑事施設では,集団生活への移行に向けて,職員による面接 や心理専門スタッフのカウンセリング,精神科医師による診察の実施等により,受 刑者の問題の解消に努めている。

141 2012年と2016年の昼夜の単独室処遇の件数(制限区分第4種による。以下同じ。)は別添資料の5のとおり。10年以上の昼夜の単独室処遇の件数 及びそのうち医療刑務所に収容されている件数が増加していることは事実である が、それぞれ11件及び5件の微増であり、全体の数は約1000件減少している ことが認められる。

刑事施設における健康管理の改善のために取られている措置につき詳しく説明 するとともに、矯正施設の常態的な医療スタッフ不足に対応する際、「矯正医官 の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律」が与える影響につき報告願いたい。

(答)

142 被収容者の健康の保持と疾病の治療は、拘禁を行う国の重要な責務であ り、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律においても、被収容者の健康 及び施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし、 適切な措置を講ずるものとされている。

143 刑事施設には医師を始めとする医療関係スタッフが配置されており、入所 時及び定期の健康診断等を行うとともに、被収容者が負傷し、又は疾病にかかった ときは速やかに診療を行う等、適時適切に対応している。

被収容者の診療は、各刑事施設の職員である医師により行われるのが原則である が、当該刑事施設の医療体制では対応できない専門的な治療を必要とする患者につ いては、刑事施設の職員でない医師による診察を行い、必要に応じて医療刑務所へ の移送や外部医療機関への受診・入院等により対応しているところであり、被収容 者に対する医療及び健康管理は適切に行われているものと考えている。

144 なお、矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律については、矯 正医官の能力の維持向上の機会を付与するとともに、優れた人材を継続的かつ安定 的に確保することを目的とし、2015年12月1日に施行されたものである。同 日の時点で253名在籍していた矯正医官は、2018年4月1日の時点では29 2名と39名増加しており、同法施行の影響として考えられる。

広く解釈された根拠に基づき (on broadly formulated grounds),外部との接触が制限され、弁護士からの書簡が検閲され、人権保護委員会や地元弁護士会からの弁護士による被収容者との面会に刑事施設スタッフが立ち会っているとの報告に回答願いたい。また、弁護士と被収容者との面会に秘密交通権を確保するために取られている措置につき報告願いたい。

(答)

145 被収容者と、同人が受けた処遇に関して事件を受任した弁護士との面会については、原則として面会に職員が立ち会わず(刑事収容施設法第112条、116条)、また、同弁護士からの信書の受信については、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うこととされている(刑事収容施設法第127条、135条)。

更に,終身刑にある受刑者の仮釈放の条件を明確にするとともに,2014年 7月以降に実施された,このような仮釈放の件数に関する情報を提供願いたい。

(答)

146 刑法の規定上,無期刑受刑者の仮釈放が許されるためには,刑の執行開始 後10年が経過することと,当該受刑者に「改悛の状」があることの2つの要件を 満たすことが必要とされている(刑法第28条)。仮釈放を許す処分の具体的な許 可基準としては,「悔悟の情及び改善更生の意欲があり,再び犯罪をするおそれが なく,かつ,保護観察に付することが改善更生のために相当であると認めるときに するものとする。ただし,社会の感情がこれを是認すると認められないときはこの 限りではない。」とされている。

147 なお、月ごとの統計は存在しないものの、2014年から2016年までの無期刑仮釈放者(仮釈放取消し後に再度仮釈放を許された者を除く)は、201
4年は6人、2015年は9人、2016年は7人である。

奴隷、強制労働、人身取引の廃止(第8条)

問18 委員会の前回の総括所見における勧告(パラ14)及び勧告の実施状況 に係る評価(CCPR/C/116/2及び CCPR/C/120/2参照)に関し、2015年12月2 8日の日韓合意,及び,第二次世界大戦中の日本軍による性奴隷(「慰安婦」) の問題に対応するために取られているその他の更なる措置につき報告願いたい。 その中には,性奴隷又は「慰安婦」に対する人権侵害に係る全ての申立ての調査 及び加害者の訴追,被害者及びその家族に対する補償や(名誉)回復を含む完全 な賠償の提供,入手可能な全ての証拠の開示,被害者を中傷し又は事象を否定す る試みに対する公式かつ公の非難,締約国による明確かつ公式な謝罪並びに公式 な責任の認識に係る報告が含まれる。

(答)

148 自由権規約は、これが日本について発効(1979年)する以前に生じた問題に対して遡って適用されないため、慰安婦問題を本規約の実施状況の報告において取り上げることは適切でないというのが日本政府の考え方である。その上で、日本政府として、正確な事実認識に基づき、これまでの日本政府の立場及び真摯な取組に対して正当な評価を受けることを期待し、委員会の前回の総括所見における勧告及び勧告の実施状況に係る評価に関し、我が国の取組について述べることとする。

149 日本政府は、1990年代初頭以降,慰安婦問題が日韓間における政治問題として取り上げられ始めた際,事実関係に関する本格的な調査を行った。右調査とは、関係省庁における関連文書の調査,米国国立公文書館等での文献調査,更には軍関係者や慰安所経営者等各方面への聞き取り調査や、韓国国内のNGOによる証言集の分析等である。これら調査の結果は既に公表されているほか、調査の過程で発見された資料も既に開示されている。

ー連の調査を通じて得られた、日本政府が発見した資料の中には、軍や官憲によ るいわゆる「強制連行」は確認できなかった。

150 なお、「性奴隷」という表現は事実に反する。この点については、201 5年12月の日韓合意の際にも、慰安婦を「性奴隷」と称することは事実に反し使 用すべきでないとの点を韓国側とも確認している。

151 第二次世界大戦における日本国民の戦争犯罪に関しては、(1)東京において行われた極東国際軍事裁判所の裁判、(2)東京において行われたいわゆるG HQ裁判及び(3)連合国が各国で開いた法廷において行われた裁判があったと承知している。例えば、旧オランダ領東インド(現インドネシア)において、一部の 旧日本軍軍人が上官の命令や本人の同意を条件とする軍の規則に反し,外国人女性 に売春を強要した行為があったが,同事案では,(旧日本)軍は実態を承知した 後,同慰安所を閉鎖しており,この事件に関わった者は,戦後,BC級戦犯裁判で 裁かれ,被告12名中1名が死刑,8名が懲役刑の判決を受けた。その上で,個々 の事案の事実関係を含む当時の状況に関する個別具体的な検証を今から遡って政府 として行うことは極めて困難である。

152 先の大戦に関わる賠償並びに財産及び請求権の問題について、日本政府は サンフランシスコ平和条約及びその他二国間の条約等に従って誠実に対応してきて おり、これらの条約等の当事国との間では、元慰安婦の問題を含む個人の請求権の 問題について解決済みである(別添資料の6(1)参照)。

153 日本政府は、上記の法的解決が行われていたにもかかわらず、日本側の善意の努力として、道義的な観点から、既に高齢になられた元慰安婦の方々の現実的 な救済を図るための様々な措置を講じてきている。

(1) 慰安婦問題が多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であると考え,日本政府及び日本国民のおわびと反省の気持ちをいかなる形で表すかにつき国民的な 議論を尽くした結果,1995年7月19日,元慰安婦の方々に対する償いの事業 等を行うことを目的に国民と政府が協力して「アジア女性基金(AWF)」を設立した(具体的な取組は別添資料6(2)のとおり)。

(2)上記AWFから元慰安婦の方々への「償い金」が提供された際、その当時の内閣総理大臣(橋本龍太郎内閣総理大臣,小渕恵三内閣総理大臣,森喜朗内閣総理大臣及び小泉純一郎内閣総理大臣)が、政府を代表して、自筆の署名を付したおわびと反省を表明した手紙をそれぞれの元慰安婦に直接送っている(別添資料の6(3)参照)。

(3)日韓両国間では、慰安婦問題につき、真剣に協議を行ってきたところ、20 15年12月28日、ソウルで行われた日韓外相会議における合意によって、慰安 婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」を確認し、同日後刻、日韓首脳電話会談 で、両首脳は同合意に至ったことを確認し評価した。潘基文国連事務総長(当時) を含め、国際社会は、日韓両国が合意に達したことに歓迎の意を表明した。同合意 において、韓国政府が元慰安婦の方々の支援を目的とした財団を設立し、これに日 本政府の予算(10億円程度)で資金を一括で拠出し、日韓両政府が協力し、元慰 安婦の方々の名誉と尊厳の回復,心の傷の癒やしのための事業を行うことが確認された(別添資料の6(4)参照)。

同財団は、合意の時点で生存していた元慰安婦47名のうち、35名に対し、また死亡者199名のうち62名の遺族に対し資金を支給しており、多くの元慰安婦の方々からも評価を得ている。

154 日本政府としては、慰安婦問題を否定する意図は毛頭ない。戦後70年という節目に当たり、2015年8月14日に発表された内閣総理大臣談話において、安倍総理大臣は、「20世紀において、戦時下、多くの女性たちの尊厳や名誉が深く傷つけられた過去を、この胸に刻み続けます」、「21世紀こそ、女性の人権が傷つけられることのない世紀とするため、世界をリードしてまいります」との決意を示している。

また,教科書における言及を含む慰安婦問題に係る学生及び一般市民に対する 教育の取組につき詳述するとともに,歴史上の出来事,特に「慰安婦」問題につ いて,同問題への言及の削除を意図して,政府当局が学校の教科書策定に影響を 及ぼしているとの申し立てに回答願いたい。

(答)

155 学習指導要領は学校が編成する教育課程の大綱的な基準であり、個別具体 の事項を扱うものではない。また、教科書は民間の著作物であり、学習指導要領を 踏まえ、具体的にどのような事項を取り上げ、どのように記述するかについては、 欠陥のない範囲において、教科書発行者の判断に委ねられている。

156 教科書検定は、学習指導要領や検定基準に基づき、検定時点における客観 的な学問的成果や適切な資料等に照らして、記述の欠陥を指摘することを基本とし て実施している。すなわち、教科書検定は、教科用図書検定調査審議会による専門 的・学術的な調査審議の結果に基づいて行われ、その結果は、そのまま文部科学大 臣が検定の合否の判断に用いており、そのときどきの政府の方針や政策又は政治的 意図が介入する余地はない仕組みとなっている。 問19 前回の総括所見(パラ15)に関し,性的搾取や強制労働を目的とした 人身取引をなくすために取られている措置につき,以下の措置を含めて報告願い たい:

(a)特に強制労働の被害者に関し,被害者認定手続きを強化すること。

(答)

157 人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向け,関係省庁間の緊密な連携を 図りつつ,国際社会と協調し,これを早急かつ着実に推進するため,2004年に 関係省庁連絡会議が内閣に設置されるとともに,2014年には「人身取引対策行 動計画2014」が決定され,関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」が開催 されることとなった。現在,同計画に基づき,人身取引対策推進会議を中核とし て,関係省庁が連携し,取締りや被害者の保護・支援等の取組を実施しており,今 後とも,人身取引の根絶を目指し,政府一丸となって取り組んでいく。

158 出入国在留管理庁では,強制労働の被害者を含む被害者認定手続強化策とし て,2010年6月に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」で申し合わせられ た「人身取引事案の取扱方法(被害者の認知に関する措置)」に基づき,人身取引被 害者やその関係者から相談や保護要請があった場合に積極的かつ適切に対応したり, 入管法違反事案の取り締まり過程において,人身取引事犯の発見に努める等している。

(b)	関係す	る職員に対し	専門的な研修を提供すること。
$\langle \mathbf{n} \rangle$			

(答)

159 我が国は、出入国在留管理庁、厚生労働省、海上保安庁、警察、外務省等の関係職員に対して、種々の研修を実施している(具体的には別添資料7(1)を参照)。

(c)責任者を捜査・訴追し、有罪の場合には、犯した行為の重大さに見合った 刑罰を科すこと(2014年7月以降に行った捜査、訴追、有罪判決及び制裁に ついて、関連の統計を提供願いたい)。

(答)

160 我が国は、その第3条において人身取引に該当する行為を定義する「国際的 な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を 防止し、抑止し及び処罰するための議定書」の締結のために、必要となる罰則の新設・ 整備を行う刑法改正を2005年に行った。これにより、我が国においては、本議定 書において定義される人身取引に該当する行為は全て犯罪とされている。

161 また、2014年6月には、警察庁、法務省、最高検察庁、厚生労働省及 び海上保安庁から成る「人身取引対策関連法令執行タスクフォース」を設置し、人 身取引関連事案についての情報共有・連携を図るとともに、同年9月、同タスクフ オースにおいて、人身取引事犯の適用法令や具体的適用例等をまとめた「人身取引 取締りマニュアル」を作成し、警察、出入国在留管理庁、検察、労働基準監督署及 び海上保安庁において捜査等に活用している。

162 人身取引に対しては、関連部局が連携・協力して徹底的な取締りを行い、 加害者に対する厳正な科刑の実現に努め、人身取引が潜在するおそれのある周辺事 案に対しても、積極的に対応している。人身取引事犯の検挙件数は、2014年3 2件、2015年44件、2016年44件、2017年39件、2018年36 件となっている。

163 処罰の状況としては、2018年中の人身取引事犯の検挙人員40人について、起訴された者が35人、証拠上の問題等により不起訴処分となった者が4人、家庭裁判所へ送致となった者が1人である。この起訴された35人のうち、2019年3月31日現在で29人は有罪が確定し、6人は公判係属中である。なお、有罪が確定した29人のうち、懲役刑に処せられた者についての量刑は、最短で懲役10月、最長で懲役7年である。

(d) 適切な通訳サービスや賠償請求のための法的支援を含む,実効的な被害者 保護及び支援措置を確保すること。

(答)

164 我が国政府は、2011年に申し合わせた「人身取引事案の取扱方法(被害者の保護に関する措置)について」に基づき、関係省庁において、被害者の保護 に関する措置を適切に講じている。これらの被害者の保護及び支援については、とりわけ、多国語による法的支援や、経済的支援、本人が望む場合には帰国に対する 支援等が行われている(別添資料7(2)参照)。 問20 委員会の前回の総括所見における勧告(パラ16)及び勧告の実施状況 に係る評価(CCPR/C/116/2及び CCPR/C/120/2参照)に関し,以下の点につき回答 願いたい:

(a) 外国人研修生・実習生及び低賃金労働者の強制帰国に関連した違反行為に 対処し,強制実習の禁止を実習実施者にも拡大し,権利侵害を訴える実習生を報 復や国外退去から守る保護措置を提供するために,法的措置を含め,最近取られ ている措置に関する情報を提供願いたい。

(答)

165 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、201 6年11月,外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 (以下,「技能実習法」)が成立,公布され、2017年11月,同法が施行され た。

166 技能実習生が技能実習計画の満了前に帰国することとなった場合,監理団 体等から技能実習生の帰国日前に技能実習実施困難時届出書が提出されることか ら、出入国在留管理庁長官,厚生労働大臣及び外国人技能実習機構において,技能 実習生が技能実習をやめて帰国することを事前に把握することが可能であり,外国 人技能実習機構においては,必要に応じて,当該帰国が技能実習生の意思に反した ものでないかを直接技能実習生本人に確認する等,事実確認を行い,その結果,本 人の意思に反する帰国である疑いがあることが判明した場合には,事案に応じて監 理団体等に対する指導や必要な調査を行うこととしている。

167 外国人技能実習機構では、技能実習生からの相談に対する母国語相談窓口 を設置しており、その相談において、技能実習生に対する人権侵害等の疑いがある 事案を探知した場合には、技能実習生のプライバシーに配慮しながら、監理団体等 に対して必要な指導等を行うこととしている。

168 出入国在留管理庁は、技能実習実施期間を満了せずに途中で帰国する技能 実習生に対して、出国する空海港の入国審査官が、技能実習生の母国語で作成した 書面を用いて出国の意思確認を行い、本人の意思に反して強制的に帰国させられて いないかを確認している。 (b)低賃金実習生の募集を防止するための更なる措置を取る予定があるか説明 願いたい。

(答)

169 技能実習生については、最低賃金を含む労働関係法令が適用されているほか、技能実習計画の認定の基準として、技能実習生に対する報酬の額が日本人が従 事する場合の報酬の額と同等以上と定められているところ、外国人技能実習機構に おいては、技能実習計画の認定申請の審査の際に、報酬額やその他の待遇が適正で あるか否かの確認を行っている。

170 なお、技能実習制度については、特定技能制度の規定を参考に、実習実施 者に対し、口座振込み等による報酬支払を義務付ける旨を省令で規定することを検 討している。また、技能実習生を含む外国人労働者の法定労働条件の履行確保上、 問題があると考えられる事業場には、労働基準監督機関より監督指導を実施し、重 大又は悪質な事案については司法処分を含め厳正に対処している。

171 外国における不適正な送出し機関の排除と、技能実習を適正かつ円滑に行うために外国政府との連携を図ることを目的として、技能実習生の送出国のうち1 4か国(フィリピン、ベトナム、カンボジア、インド、ラオス、モンゴル、バング ラデシュ、スリランカ、ミャンマー、ブータン、ウズベキスタン、パキスタン、タ イ及びインドネシア)との間で、二国間取決めを作成した(2020年1月31日 現在)。 (c)委員会の総括所見が2014年7月に採択されてから,実地調査の回数を 増やすために取られている措置につき報告願いたい。

(答)

172 技能実習法においては、同法により設立された外国人技能実習機構による 実地検査の規定を設ける等、監理団体及び実習実施者に対する管理体制を強化した ところ、監理団体に対しては1年に1回、実習実施者に対しては3年に1回の頻度 で実地検査を実施し、また、特異な事案に対しては臨時の実地検査を行う等、適正 な技能実習が行われているかを確認するとともに、法令違反等の不適正な事案を把 握した場合には、改善を指導し、特に悪質な事案については、主務大臣等が技能実 習計画の認定の取消しや監理団体の許可の取消し等の処分を行うこととしている。

173 実地検査を行う外国人技能実習機構については、同業務をより適正かつ円 滑に実施できるよう、今後とも体制整備に努めてまいりたい。 (d) 外国人技能実習機構に配置された人材及び調査の周期によって, 同機構の 機能が効果的に果たされることを確保するために, どのような措置が取られてい るか説明願いたい。

(答)

174 パラ172及び173のとおり。

(e)総括所見の採択以降に実習生が提出した申立の年間件数及び真に独立した 申立ての仕組みを作るために取られている措置につき,最新の情報を提供願いた い。

(答)

175 技能実習法においては、監理団体及び実習実施者が技能実習法令に違反す る事実がある場合には、技能実習生自らがその旨を出入国在留管理庁長官及び厚生 労働大臣に申告することができる旨、並びに、同申告をしたことを理由として、当 該技能実習生に対して不利益となる取扱いをすることを禁じる旨の規定を設けてい るところ、2018年10月3日現在、15件の申告を受理している。

176 技能実習生が入国する際,各出入国港において,入国審査官から全ての技 能実習生に対して「技能実習生手帳」を直接手交しており,出入国在留管理庁等の 相談窓口,各国大使館の連絡先,我が国の労働関係法令,日常生活に必要な知識, 労働基準監督署への申告(別添資料の8(1)及び(2)参照),休業手当等に関 する情報を周知している。

177 また、外国人技能実習機構は、技能実習生が技能実習制度の内容、賃金、 労働時間に関する法令等について相談できるようにするため、8か国語(ミャンマ 一語、カンボジア語、中国語、英語、フィリピン語、インドネシア語、タイ語及び ベトナム語)に対応した「母国語相談」等を実施している。 <u>難民及び庇護申請者を含む外国人の取扱い(第7条,第9条,第10条及び第13</u> 条)

問21 前回の総括所見(パラ19)に関し,以下について取られている措置に つき報告願いたい:

(a) 退去強制中の不当な扱いを防ぐこと。

(答)

178 人権擁護の観点から、退去強制手続は、入国警備官の違反調査の後、入国 審査官の審査、特別審理官の口頭審理及び法務大臣の異議申出に対する裁決の三審 制という極めて慎重な手続を取っている。

179 難民認定申請時に正規在留中の者は収容されることはなく,在留資格を持たない者が難民認定申請をした場合については,逃亡のおそれがある等,一定の除 外事由に該当する場合を除き,仮滞在許可がなされ,収容されることはない。

180 他方,適正な退去強制手続を経て退去が決定した後に難民認定申請をした 場合等は,収容の上,難民認定手続を進めることになるが,難民認定手続中は送還 は停止され,特に人道上の配慮が必要な者については,仮放免を弾力的に運用する ことで最大限配慮している。

181 また,親を伴わない年少者(難民認定申請時に16才未満の者)からの難 民認定申請については,インタビューの際等その状況に配慮しつつ,処理すること としている。

182 入管収容施設に収容されている被収容者の処遇については、人権尊重を図 るという観点から、入国警備官を対象とした人権尊重に係る教育・啓発等を実施し ている。

183 また,2017年に発生したベトナム人被収容者及び2019年に発生したナイジェリア人被収容者の死亡事案を踏まえ,改めて入管収容施設においては, 被収容者の健康状態や動静の把握を徹底している。

184 出入国在留管理庁においては、安全かつ確実な送還を実施するため、護送・送還に係る各種要領を整備し、更に護送・送還担当者の実技訓練を実施してい

74

るほか、チャーター機やIOM帰還支援プログラムの活用を積極的に検討する等している。

(b)「ファストトラック」手順の対象者(グループB/C)を含め、国際的保護を求める全ての人々に対し、公正で効率的な庇護手続き及びルフ—ルマン(迫害を受ける危険のある国家へ追放・送還すること)からの保護の機会が与えられるよう保障すること。

(答)

185 法務省では、近年の濫用・誤用的な難民認定申請の急増により、真の難民 の迅速な保護に支障が生じている事態を改善するため、難民認定制度の運用の更な る見直しを行い、2018年1月15日以降の申請者について実施している。

186 具体的には、正規在留者が難民認定申請(一次審査)した場合、難民であ る可能性が高い等、真に庇護が必要な者に対しては、そのことが判明次第、就労を 認めることにより、これまでより早期に生活の安定が図れるようにし、他方、濫 用・誤用的な申請者(「ファストトラック」手順の対象者)には、在留や就労を認 めない措置をとっている。「ファストトラック」手順の対象者であっても、原則と して、通常の難民認定申請者と同様の手続を経た上で、認定・不認定の処分を行っ ている。また、不認定となった者の送還に関しては、ノン・ルフールマンの原則を 明文化した入管法第53条第3項の規定が適用される。

187 この更なる見直しの結果,2018年の申請数は,前年と比べて約47% 減少し,また,2018年の処理数は,前年と比べて約19%増加する等,難民認 定制度の運用の見直しが,就労等を目的とする者による濫用や誤用的な難民認定申 請の抑制に一定程度の効果をあげ,真に保護が必要な難民の迅速な保護につながっ ていると考えられる。 (c) 庇護に関する否定的な決定に対し, (退去強制の)停止効果を有する独立 した上訴メカニズムを利用する機会を提供すること。

(答)

188 入管法に基づき,難民認定申請(一次審査)の手続において難民認定され なかった者は法務大臣に審査請求をすることができ,その場合,法務大臣は,法律 や国際情勢に関して学識経験を有する難民審査参与員(詳細は別添資料の9参照) の意見を聴取した上で,裁決を行っている。

189 入管法上,難民認定申請中及び審査請求中であるときは,退去強制令書が 発付されている者であっても送還を停止する旨の規定があることから,庇護申請者 の送還は実施していない。

190 また審査請求の有無にかかわらず,処分に不服がある場合には行政訴訟を 提起し,司法の救済を求めることができる。また,裁判所により,退去強制令書に よる送還の執行停止が決定されたときは,執行停止決定の期間が経過するまでの 間,難民認定申請中の送還は停止される。 (d) 高裁及び難民審査参与員(refugee adjudication counsellors) により難 民事例に言い渡された肯定的な意見を,誠意を持って実施すること。

(答)

191 難民審査参与員制度が発足した2005年から2017年末までに審査請 求に対する裁決(異議申立てに対する決定を含む。)を行った事案全体について見 ると、その9割以上について、法務大臣は参与員の多数意見と同様の判断を行って いる。

難民審査参与員からは、それぞれの知見に基づく適切な意見を得ており、政府と して、難民審査参与員制度の適切な運用に努めている。

192 なお、裁判所で難民不認定処分の取消し判決が出された事案等について は、判決の内容も踏まえ、改めて難民該当性を判断し、適切に対応している。 (e) 庇護申請者の収容は、行政収容に対する既存の代替手段が十分に検討された場合にのみ、最短期間で、最終手段としてのみ行われること、及び、庇護申請者が収容の合法性について裁判所に申立てできることを確保すること。

(答)

193 難民申請者の収容については、パラ179及び180のとおり。また、入 管収容施設に収容されている被収容者は、その処分について不服があれば行政訴訟 を提起する権利を有し、かつ、同権利の告知については法令に基づき書面又は口頭 で行われる等、適切に対処している。 更に,現在行われている収容に対する代替手段の実施と,現在の収容代替手段 を拡張する計画があるかにつき説明願いたい。締約国(日本)は,庇護に関する 包括的な法制度を導入し,入国者の収容期間に上限を定め,庇護申請手続きの全 ての段階において法定代理人の関与を受け入れ,庇護申請者及び難民の労働市場 へのアクセスを容易にする予定があるか説明されたい。また,2017年3月2 5日のベトナム人男性の死亡につながったとされている入国者収容施設における 医療ケアの不備に関する報告につき回答願いたい。

(答)

194 入管法上, 収容令書による収容期間は30日以内であるが, 主任審査官が やむを得ない理由があると認めるときは, 30日に限り延長することができる。ま た,退去強制令書による収容は送還可能なときまでとされているが, 法に則り適正 に退去強制手続を執っており, 収容期間が長期化しないよう速やかな送還を期する とともに, 被収容者に病気等のやむを得ない事情がある場合には仮放免を弾力的に 活用している。

195 我が国は,難民の受入れを国際社会において果たすべき重要な責務と認識 し,全ての難民認定申請について,難民条約上の難民に該当するか否かを個別に審 査し,難民と認定すべき者を適正に認定している。また,難民条約等に規定する難 民の定義には該当せず,難民として認定されなかった者についても,例えば本国の 状況等により帰国が困難である者又は我が国での在留を認めるべき特別な事情があ る等の特殊な事情がある者に対しては,諸般の事情を考慮し我が国への在留を認め ており,出入国管理行政の枠の中で柔軟に対応している。

196 難民認定手続においては、証拠の多くが海外にあってその収集が困難であ る上、申請者から物的証拠の提出を受けることが期待しにくく、申請者の供述の信 びょう性が難民該当性判断を大きく左右することから、申請者のみにしか知り得な い事実や他者のプライバシーについて、ありのまま供述できる環境を確保すること が重要である。こういった観点から、難民認定申請(一次審査)の手続において第 三者を交えることは原則として認めていない。ただし、難民認定申請(一次審査) を行っている者のうち、親を伴わない年少者、重度の身体的障害を有する者、精神 的障害を有する者及び重篤な疾病を抱える者が、面接による事情聴取に弁護士等の 一定の者の立会いを申し出た場合には、これを認めている。

80

197 難民認定制度の見直しについては、パラ185及び186のとおり。また、第三国定住難民並びに難民の認定を受けている者及びその家族に対しては、難 民を総合的に支援する定住施設等において、職業相談員による職業相談・職業指 導・職業紹介等の支援を行っている。

198 なお、ベトナム人被収容者の死亡事案後の対応については、パラ183に 記載のとおり。 <u> プライバシーの権利(第17条)</u>

問22 前回の総括所見(パラ20)に関し、ムスリムを対象とした広範な (blanket)監視及び情報収集活動を防止し、違法な監視から守るセーフガードや (権力の)濫用があった際の実効的救済へのアクセスを提供するために取られて いる措置につき報告願いたい。また、顔認識機能を備えたカメラを含む、監視カ メラの使用及びインターネット上の監視が法律によって規制されているか説明さ れたい。

(答)

199 我が国では、「行政機関の保有する個人情報保護法」において、行政機関 による個人情報の保有が制限されているところ(関連条項は別添資料の10参 照),警察は、同法を含めた法令の規定に基づき、公平中立に職務を執行してい る。

200 また、通信の秘密については、憲法第21条及び関連する法律により個人 の権利の保護が図られている。さらに、憲法第19条においては、「思想及び良心 の自由は、これを侵してはならない。」と規定されている。なお、プライバシーの 保障は、本規約第17条に規定されるとともに、憲法第13条に由来すると理解さ れている。仮に、これらの規定に反する行為が行われたと考える者は、既存の法令 に基づき、救済を求めることが可能である。

## <u>思想,良心及び宗教的信念の自由ならびに表現の自由(第2条,第18条,第19</u> 条及び第25条)

問23 前回の総括所見(パラ22)に関し,「公共の福祉」という曖昧かつ制限のない(open-ended)概念を明確にし,同概念が本規約第18条及び第19条の3に規定された厳格な制限を超えて思想,良心及び信教の自由又は表現の自由に対して制限を課さないことを保障するために取られている措置につき報告願いたい。

(答)

201 「公共の福祉」に対する考え方とその具現化については、第6回政府報告 パラ5のとおり。 問24 憲法第21条の改正案及び本規約との適合性につき報告願いたい。

(答)

202 パラフのとおり。

メディアに対する規制が政府から独立していることを保障するため, 放送メデ ィアを管理する法的枠組みの見直しが計画されているか説明されたい。メディア に対する政府の圧力及び介入や, 朝日新聞で「慰安婦」問題を報じた植村隆氏の ケースのように, 政府に批判的又は機微な題材を扱うジャーナリストに対するハ ラスメントがメディアの自己検閲に繋がっているとの報告につき回答願いたい。

(答)

203 我が国の放送法は、放送事業者の自主自律を基本とする枠組みとなっており、番組準則への違反に対する担保手段等の点に照らしても、世界で最も自由なメ ディア環境の一つである。

204 表現の自由は、日本国憲法第21条で保障された基本的人権の一つであ り、放送法第1条の目的規定においても、「放送の不偏不党、真実及び自律を保障 することによって、放送による表現の自由を確保すること」とされている。さら に、放送法第3条は、「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、 何人からも干渉され、又は規律されることがない」と定めており、放送番組編集の 自由を保障している。

205 更に、放送事業者が自ら放送番組の適正を図るため、具体的には、

・放送事業者は、放送番組の編集の基準を定め、これに従って放送番組の編集をすること(第5条第1項)

・放送事業者は、放送番組審議機関を設置し、そこで放送番組の適正を図るために 必要な事項を審議すること(第6条)

等が規定されている。

206 このように, 放送における表現の自由や独立性は, 放送法の枠組みにおい て適切に確保されていることから, 放送法の見直しについては計画していない。

207 なお、放送を含むメディアに対して、政府が違法・不当に圧力をかけたという事実はない。また、誤報に対する当事者等の対応については、政府として回答する立場にない。

また,公職選挙法が選挙運動に課している制約を見直す計画があるか説明さ れたい。

(答)

208 選挙運動は、候補者の人物、政見等を含めて選挙人に対して何人に選挙す べきかの判断の基礎を与えるものであって、その点からすれば、選挙運動は可能な 限り自由にすべきものである。

209 他方,無制限な自由を認めると、ややもするとその選挙が財力、威力、権 カ等によってゆがめられるおそれが生じる。このため、選挙の公正を確保するため には選挙運動に一定のルールを設け、そのルールに従って選挙運動を行う必要があ ると考えられており、現行法では、(1)戸別訪問については、買収、利害誘導等 の温床になりやすく、選挙人の生活の平穏を害する等弊害があること、(2)無制 限な文書図画の使用は、金のかかる選挙の原因となり、選挙が財力によってゆがめ られるおそれがあること等の理由から制限されている。

これらの制限の目的は、選挙運動における不当な不平等の排除を目指すもので、 国民の選挙権や表現の自由を不当に侵害するものではない(別添資料11のとおり、最高裁判決においても、上記(1)、(2)のいずれも合憲とされている)。

210 なお、公職選挙法における選挙運動のあり方については、我が国の選挙制 度の根幹にかかわる重要な問題でもあり、国会等での議論の行方に十分注意を払っ ていきたい。 問25 前回の総括所見(パラ23)に関し,特定秘密保護法によって秘密とし て指定可能な情報のカテゴリー及びサブカテゴリーが厳格に定義されることを保 障するために取られている措置につき報告願いたい。

また、情報を求め、受け、伝える権利に対する制限が、国家の安全保障に対す る明確かつ特定可能な脅威を防ぐための合法性、比例性及び必要性の原則に適合 していることを保障するために取られている措置についても報告願いたい。

さらに、何人も、国家の安全保障を侵害しない正当な公共の利益に関する情報 を発信したことにより処罰されないことを保障するために取られている措置についても報告願いたい。

加えて、特定秘密保護法によって設立された監視メカニズムは十分に独立して おらず、秘密指定の妥当性を決定するために必要な情報へのアクセスが保障され ていないという報告につきコメント願いたい。

また,秘密指定に関連した非倫理的な行動についての公益通報が,特定秘密保 護法又は公益通報者保護法のいずれかにより保護されるかにつき説明されたい。

(答)

211 特定秘密保護法上,特定秘密に指定できるのは法別表に列挙された4分野 23項目の事項に関する情報に限られており,これらはさらなる具体化のために, 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るため の基準(運用基準)に従い,55の事項の細目に分類されている。当該措置は,政 府が曖昧かつ幅広い情報を恣意的に特定秘密に指定する事を防止するためにとられ ている。

212 特定秘密に指定されるのは、従来から国家公務員法等の秘密とされてきた 情報のごく一部であり、これまで秘密でなかったものが特定秘密になることはな い。特定秘密に指定される情報は、特定秘密保護法において、その漏洩が我が国の 安全保障に著しい影響を与えるおそれがあり、特に秘匿の必要性が高いものと定義 されている。従って、国家安全保障を侵害しない情報については、そもそも特定秘 密とはならない。

213 特定秘密である情報を漏洩した場合の罰則については、国民の知る権利に 配慮し、特定秘密保護法22条において、出版または報道の業務に従事する者の取 材行為については原則として正当な業務による行為とし、罰しないものと定められ ている。なお、同法が2014年12月に施行されてから5年以上が経過したが、 実際に取材活動が萎縮している状況が生じているとは認められない。また、これま で同法違反で逮捕・訴追された事例は一件もない。 214 国会の両院には政府の特定秘密の指定等の運用を常時監視する情報監視審 査会が置かれており、同審査会からの求めに応じ、行政機関から、特定秘密文書を 提示している。また、内閣府には、特定秘密の指定及びその解除や、特定秘密に関 する行政文書の管理・廃棄が適切に行われているかを独立した公正な立場で検証・ 監察するための内閣府独立公文書管理監・情報保全監察室が設置されている。管理 監は当該検証・監察のため、各行政機関から特定秘密文書の提供を受けている。更 に、特定秘密保護法では、第三者である有識者で構成された情報保全諮問会議(別 添資料の12参照)を開催することと定められており、専門的かつ客観的な意見・ 提案を政府が受けることとなっている。したがって、多層的なチェック体制が機能 している。

215 特定秘密の不適正な指定(等)に関する通報があった場合,当該通報者 は、特定秘密保護法に基づいて情報保全諮問会議委員の意見を踏まえながら作成さ れた前述の運用基準により保護される。 問26 生徒に対する学校行事中の起立の強制や教職員に対する金銭的処分を科 したとの申し立てを含め、東京都教育委員会が教職員と生徒に対し、2003年 に発出した「10.23通達」を実施するために取られた措置と本規約との適合 性につき説明願いたい。

(答)

216 学校における児童生徒に対する国旗・国歌の指導は、学習指導要領で、「入 学式や卒業式等においては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を 斉唱するよう指導するものとする。」等と規定されていることに基づき、実施されて いる。このことは、児童生徒の内心に立ち入って強制しようとする趣旨のものでは なく、あくまでも、教育指導上の課題として指導を進めていくことを意味する。

217 一般に、公務員は、別添資料13のとおり、全体の奉仕者として公共の利 益のために勤務するため、法令や上司の職務上の命令に従わなければならない。同 様に、地方公務員である都立学校の教職員も、法令や上司の職務命令に従って教育 指導を行う職務上の責務を負うものであり、上司である校長が、学校教育法及び同 法施行規則の規定の委任に基づいて定められた教育課程の基準である学習指導要領 に則り、入学式等の式典において国旗及び国歌の指導を行うよう当該教職員に命ず る場合、これに従う職務上の責務を負う。

218 この点については、2011年6月6日の最高裁判決においても、卒業式 等の式典で慣例上の儀式的な所作として国歌斉唱の際の起立斉唱行為を求めること を内容とする職務命令は、その目的及び内容並びにこれによってもたらされる制約 の態様等を総合的に較量すれば、制約を許容しうる程度の必要性及び合理性が認め られるものと判示されている。

219 よって、これらは、本規約第18条の趣旨に反するものではない。

## 平和的な集会(第21条)

問27 抗議者の録画を含め、デモに対する不当な制限が、特に国会に対するデ モや沖縄でのデモに課されており、過剰な有形力の行使やデモを報じた報道関係 者を含む複数名の逮捕、並びに、抗議者に対する不適切な処罰を受けているとの 申し立てに回答願いたい。

(答)

220 我が国における表現の自由に関する基本的な立場は、パラ13のとおり。こうした立場は、国会に対するデモや沖縄におけるデモについても同様に適用される。

221 関係機関は抗議活動の状況を踏まえ,現場の安全確保等の観点から,必要最 小限度の所要の警備措置を適切に講じている。抗議者に対して過剰な有形力を行使し たり,デモを報じた報道関係者を含む複数名を逮捕したとの事実はない。暴力行為等 の違法行為が行われる場合は,逮捕・勾留・起訴を含め,関係法令に従い対応してき ている。

## 公的な生活に参加する権利(第25条及び第26条)

問28 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでの者に対する選挙権が 全面的に否定されていることが、本規約とどのように適合するのかにつき説明願 いたい。

(答)

222 本規約第25条は、すべての市民が「不合理な制限なしに」政治に参与す る権利及び機会を有する旨規定している。

禁錮以上の刑に処せられている者は、一般社会とは隔離されて拘禁されるような 重大な犯罪行為を行い、選挙を公明かつ適正に行うために不可欠な基盤である法秩 序を著しく侵害したものであるから、刑の執行を終えるまでの間、その選挙権の行 使が制限されていることは、不合理な制限には当たらないものと考える。 また, 締約国(日本)は, 韓国・朝鮮人等, 日本の過去の植民地出身者を含め, 永住権を取得した外国籍者に対し, 地方参政権の付与を検討しているのか説 明されたい。

(答)

223 1995年2月の最高裁判決において,

・憲法第15条第1項(公務員選定罷免権)の規定は、権利の性質上日本国民のみ を対象とし、その権利の保障は在留外国人には及ばない

・憲法第93条第2項(地方公共団体の機関の直接選挙)にいう「地方公共団体の 住民」とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味し、在留外国人 に対し地方選挙権を保障したものとはいえない。

とされた。

224 なお、同判決においては、一定の外国人への地方選挙権付与が、憲法上禁 止されているものではないとの考え方も示されている。(別添資料14(1)及び (2)参照)

225 永住外国人に対する地方参政権付与の問題は,我が国民主主義の根幹にか かわる重要な問題でもあり,国会等での議論の行方に十分注意を払っていきたい。

## マイノリティの人権(第26条及び第27条)

問29 前回の総括所見(パラ26)に関し,関連法制を改正し,アイヌ,琉球 及び沖縄のコミュニティの伝統的な土地及び天然資源に対する権利を十分保障す るために取られている措置につき報告願いたい。

また、彼らが影響を受ける政策に事前に情報を得た上で自由に関与する権利を 尊重し、可能な限り、彼らの児童に対する彼ら自身の言葉での教育を促進するた めに取られている措置についても報告願いたい。

(答)

226 アイヌの人々も沖縄県出身の日本国民もその他の日本国民も等しく日本国 民であり、日本国民としての権利を全て等しく保障されている。

227 アイヌの人々に関し、従来の福祉施策や文化振興に加えて、地域振興、産 業振興、観光振興を含む多岐にわたる施策を進めるため、2019年4月に「アイ ヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が新 たに制定され、同年5月に施行された。同法では、アイヌの人々の要望を踏まえ、 市町村が実施する事業の支援措置、国有林野における林産物の採取及びサケの採捕等 に関する措置を盛り込んでいる。このほか、アイヌの伝統的生活空間(イオル)再 生事業(別添資料の15(1)参照)を実施している。

228 憲法第26条第1項や教育基本法第4条第1項は、全ての国民に対し、その 能力に応じて等しく教育を受ける権利を保障しており、地域や学校の実態に応じて、 ふさわしい内容を指導することができる。実際の教育現場では、例えば、北海道にお いてアイヌの児童生徒が多い学校等でアイヌ語を学ぶ取組が始まっている。沖縄県に おいては、児童生徒への方言の副読本配布や教職員向け講習等の取組が行われている。

229 なお、アイヌ文化及びアイヌ語の振興の詳細については、別添資料15の (2)のとおり。

93

問30 植民地時代から日本に住んでいる在日韓国・朝鮮人及びその子孫を,国 民的又は民族的少数者として認める計画があるか説明されたい。また,社会保障 や政治的権利の行使も含め,国籍によって差別することなく,彼らの権利を本規 約の下で保護するために取られている措置についても報告願いたい。

(答)

230 我が国においては、在日韓国・朝鮮人及びその子孫を含め、何人も自己の 文化を共有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利は否 定されていない。こうした中、在日韓国・朝鮮人及びその子孫が本規約にいう少数 民族に該当するか否かを判断する必要性は、必ずしもないものと考える。

231 その上で、社会保障に関する権利の行使に関して、雇用については、就職 の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう、雇用 主に対して指導・啓発を行っている。また、国内の事業に使用される労働者であれ ば、国籍等にかかわらず、労働関係法令が適用される。

232 医療については国籍等にかかわらず平等に提供される。また,我が国の社 会保障制度については,パラ236のとおり。

233 学校教育については、在日韓国・朝鮮人を含む外国人の子どもが公立の義 務教育諸学校への就学を希望する場合、無償で受け入れを行っており、外国人学校 への入学を希望する場合には、外国人学校に通うこともできる。

234 政治的権利の行使については、パラ223から225のとおり。

朝鮮学校の生徒が、高校教育に対する授業料無償化及び就学支援金の対象から 除外されているという申し立て、ならびに、高齢かつハンディキャップを持つ在 日韓国・朝鮮人が、国民年金法の下での恩恵から事実上排除されているという申 し立てについてもコメント願いたい。

(答)

235 高等学校等就学支援金制度では、法令上支給対象となっている学校に通う 生徒が、日本国内に在住していれば、国籍を問わずに支援対象としている。

朝鮮学校については、現在就学支援金の支援対象となっていないが、これは法令 で定める審査基準に適合すると認めるに至らなかったことによるものであり、生徒 の国籍や政治・外交的な理由により判断されたものではない。

236 我が国の社会保障制度は、国民年金制度を含め、我が国に適法に滞在する 外国人に対して適用される。このため、我が国の国民年金制度は、外国人を含み、 保険料を拠出した者に対して年金を支給することを原則としており、国籍による差 別は行っていない。